

## はじめに

我が国における急速な少子化の進行や子育ての孤立感・負担感、仕事と家庭の両立など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や量的な拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からいよいよスタートします。



本市では、これまで、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」と平成23年に策定した「宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例」に基づいて子育て支援に係る環境整備等に取り組んできましたが、このたび、子ども・子育て支援新制度を導入するにあたり、これまでの取り組みを踏まえ、本市の子育て支援のニーズを反映した新たな計画を策定しました。

この計画は、安心して生み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をなすべきかの基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する量の拡充や質の向上のための目標を定めたものです。

今後も市民の皆様と手を携え、次代を担うすべての子どもたちがすくすくと育ち、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができるまちづくりを、本計画に基づいてしっかりと推進してまいります。市民の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにて御協力いただきました市民の皆様をはじめ、熱心な御審議を賜りました宇部市子ども・子育て審議会委員の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年（2015年）3月

宇部市長

久保田右子



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画の趣旨	1
	【子ども・子育て支援新制度について】	2
1-2	計画の位置付け	3
	子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）イメージ	4
1-3	計画の基本理念・目標	6
1-4	計画の基本的な視点	7
1-5	計画期間	9

## 第2章 子どもたちを取り巻く社会の動向

2-1	市勢	10
2-2	少子化の現状と動向	10
2-3	世帯等の状況	13
2-4	保育・教育施設等の状況	16
2-5	推計人口	17

## 第3章 子育てプラン・うべの実施状況

3-1	子育てプラン・うべの目標達成状況	19
3-2	子育てプラン・うべの事業実施状況	20
3-3	評価方法	21

## 第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

4-1	教育・保育提供区域の設定	22
4-2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	23
4-3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	25
4-4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	34

## 第5章 行動計画

5-1	施策の体系	35
5-2	6つのテーマ別施策	36
1	子育て意識の高揚	36
2	地域における子育ての支援	38
3	母性並びに子どもの健康の確保及び増進	45
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	51
5	子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	56
6	子育てを支援する生活環境の整備	62

## 第6章 計画の推進・点検・評価の方策

6-1	計画実施の点検・評価・推進体制	64
-----	-----------------	----

## 巻末資料

1	宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例	65
2	宇部市子ども・子育て審議会条例	70
3	計画策定までの過程	72
4	アンケート調査結果概要	73



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1-1 計画の趣旨

我が国の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録した後は、やや上昇しているものの、依然として少子化の傾向は続いており、少子化等による人口構造の変化は、社会経済システムに深く関係し、経済成長への深刻な影響も懸念されることから、喫緊の社会的課題です。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等により子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての孤立感や負担感の解消のため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討が始まりました。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から新たな制度（子ども・子育て支援新制度）がスタートします。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を総合的に推進していくことを目指しています。

本市でも、平成17年3月に「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」を策定し、平成21年度までの前期計画期間、26年度までの後期計画期間を通して、多様な保育サービスの提供や、子育てに係る経済的な負担の軽減、子育ての悩みや不安を解消し、子育てに喜びを感じることができる取り組みを推進することで、次代を担う子どもたちが健康でのびのびと育つことができる環境整備と保護者の子育て意識の高揚を図ってきました。

また、平成23年3月には、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支えるための、本市における仕組みづくりの基盤として「宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例」を策定し、子育ての社会化の実現に取り組んでいるところです。

このたび、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、今後さらに、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための新たな計画として「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

## 【子ども・子育て支援新制度について】

「子ども・子育て支援新制度」とは、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法※に基づき国が推進する制度です。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指し、平成27年4月から本格的にスタートします。

※子ども・子育て関連3法とは：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

### ◆子ども・子育て支援新制度の取り組み

- ①幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ります。
- ②保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ③幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めます。
- ④地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

◆新制度では、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きが変わります。幼稚園や保育所等の利用を希望する保護者からの申請に基づいて、教育・保育の必要性に応じた支給認定をすることになります。支給認定は、3つの認定区分に分かれ、この区分によって、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用が決まっていきます。

◆新制度の様々な支援にかかる利用者負担（保育料）は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国の基準を上限として、市町村が地域の状況に応じて定めることとなります。

◆新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するために、一時預かりや病児・病後児保育、地域子育て支援拠点事業など、地域におけるニーズに応じた多様な子育て支援を充実していくこととされています。

◆地域学童保育事業は設備や運営に関する基準を各市町村が条例で定めることで、質の向上を図るとともに、事業の対象を小学6年生まで拡大することとされています。

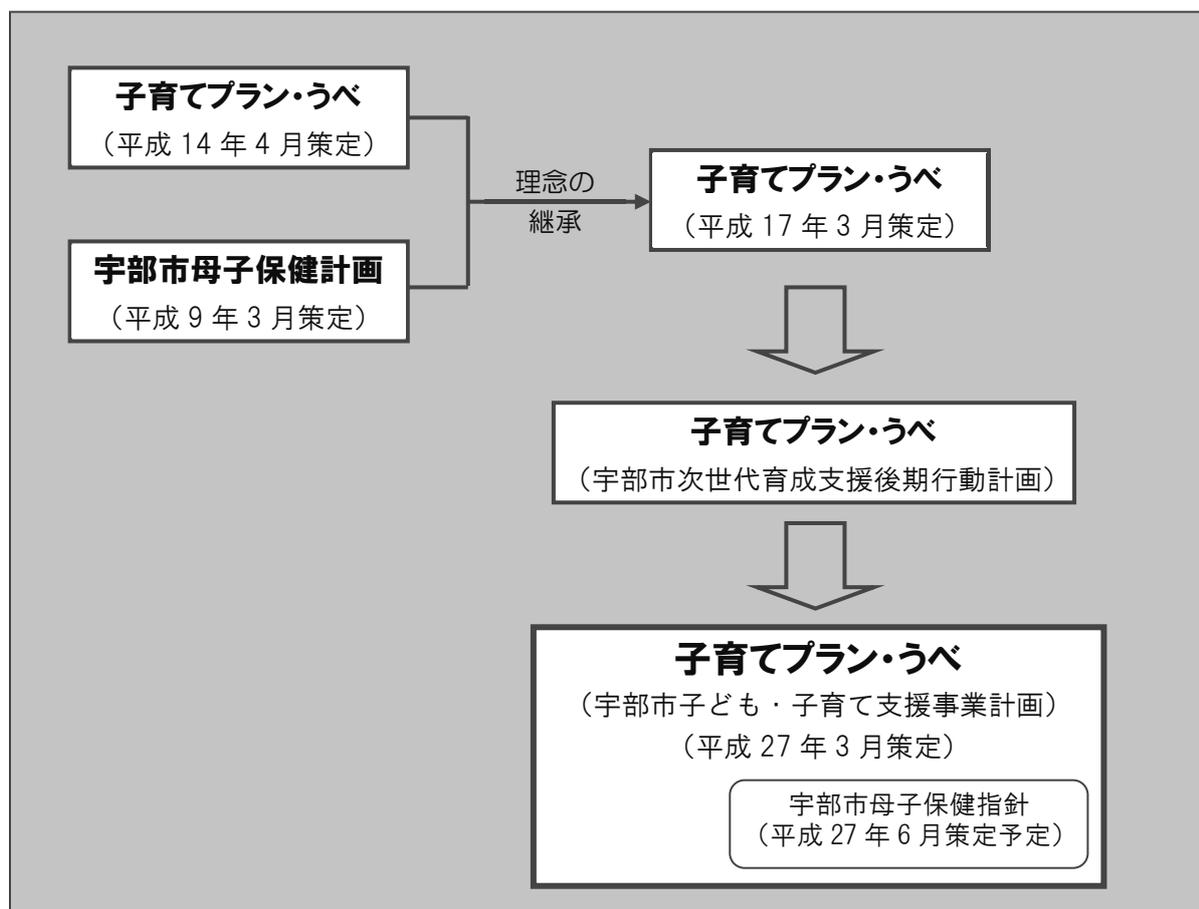
◆子育て家庭の個別ニーズを把握し、利用者支援事業として、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援を行います。

## 1-2 計画の位置付け

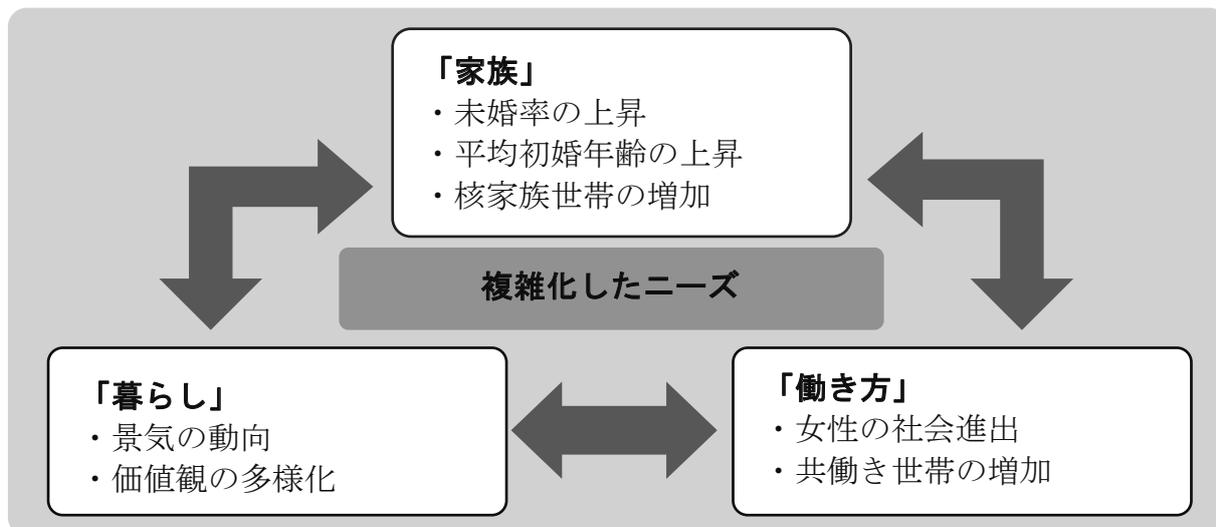
本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、本市の行動計画である「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

本計画は、国や山口県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第四次宇部市総合計画」をはじめとする関連計画と整合を図り策定しています。

また、本計画は「宇部市母子保健計画」を継承し、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示する国のビジョンである「健やか親子21」の趣旨を踏まえて策定しています。なお、母子保健に関する施策については、「宇部市母子保健指針」を策定し本計画と一体的に取り組んでいきます。



# 子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）



『宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例』  
**（通称：子どもすくすく条例）**

次代を担うすべての子どもがすくすくと育ち、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現

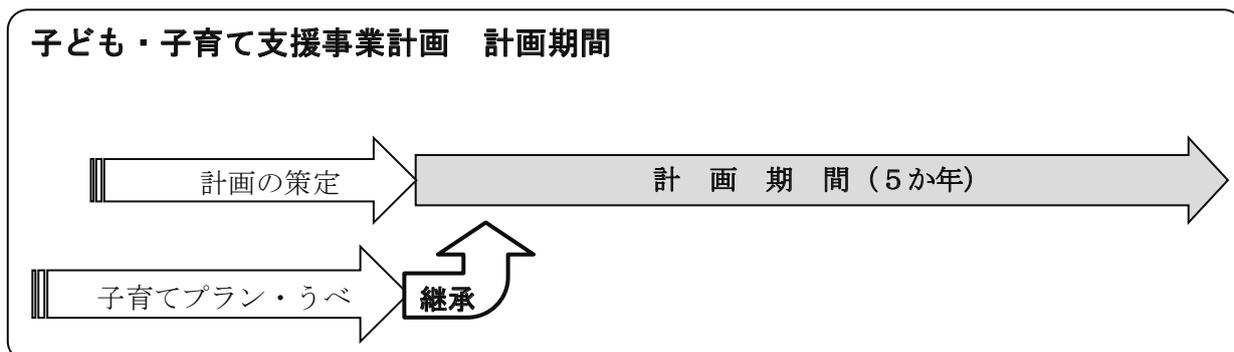
**第四次宇部市総合計画**

《求める都市像》  
 みんなで築く 活力と交流による 元気都市

《健康福祉分野の目標》  
 一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができるまち

**『子ども・子育て支援事業計画』について**

- 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画  
 → 制度の実施主体として、全市町村で作成
- 計画策定の際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案  
 → ニーズ調査の実施
- 計画の策定には、あらかじめ設置した審議会の意見を聴かなければならない
- 次世代法の10年間の延長等を内容とする法律が成立  
 → 次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に作成



宇部市子ども・子育て支援事業計画

目標

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり

基本的な視点

1 **子どもの視点の尊重**

- ・子どもの利益を最大限に配慮

2 **親と子どもの健康確保**

- ・妊娠期からの母性と子どもの健康確保
- ・子育て家族の健康増進

3 **子育て意識の高揚**

- ・「親育ち」の取り組み
- ・子育ての楽しさを実感

4 **子どもたちの自立への支援**

- ・子どもたちが自立した生活を送れるよう支援

5 **男女共同参画の視点**

- ・働き方その他社会生活において男女が互いに協働できる取り組み

6 **社会全体によるすべての子育て家庭への支援**

- ・子育てを社会全体の課題としてとらえ、関係者と協働し、子育て家庭を支援

7 **仕事と生活の調和の実現**

- ・ワークライフバランスの取り組み

幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

《新制度のねらい》

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
- 地域の子ども・子育て支援の充実

I 教育・保育提供区域の設定

- ・市全域を1区域とする。ただし、地域学童保育事業のみ、小学校区（24校区）を基本とする。

II 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- ・認定区分ごと及び確保方策ごとの提供体制の内容及び実施時期を記載

III 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

- ・種類ごとの提供体制の確保の内容及び実施時期を記載。
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・地域学童保育事業

など

行動計画 ～主な施策～

① **子育て意識の高揚**

- ・次代の親の育成
- ・子育てに関する広報・啓発活動の充実
- ・子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

② **地域における子育ての支援**

- ・子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・子どもの健全育成
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進

③ **母性並びに子どもの健康の確保及び増進**

- ・安全な妊娠・出産・産後への支援
- ・子どもの健やかな成長発達への支援
- ・思春期からの健康づくりへの支援
- ・歯・口腔の健康づくりと食育の推進
- ・小児医療の充実

④ **子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実
- ・家庭や地域の教育力の向上

⑤ **子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進**

- ・子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進
- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・障害児施策の充実

⑥ **子育てを支援する生活環境の整備**

- ・良質な居住環境の整備
- ・安心して外出できる環境の整備

## 1-3 計画の基本理念・目標

本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して生み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をなすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する具体的な目標を定めたものです。

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、これらの考え方にに基づき、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」の基本理念を踏襲します。

基本理念

**「家族と地域の絆を深める」**

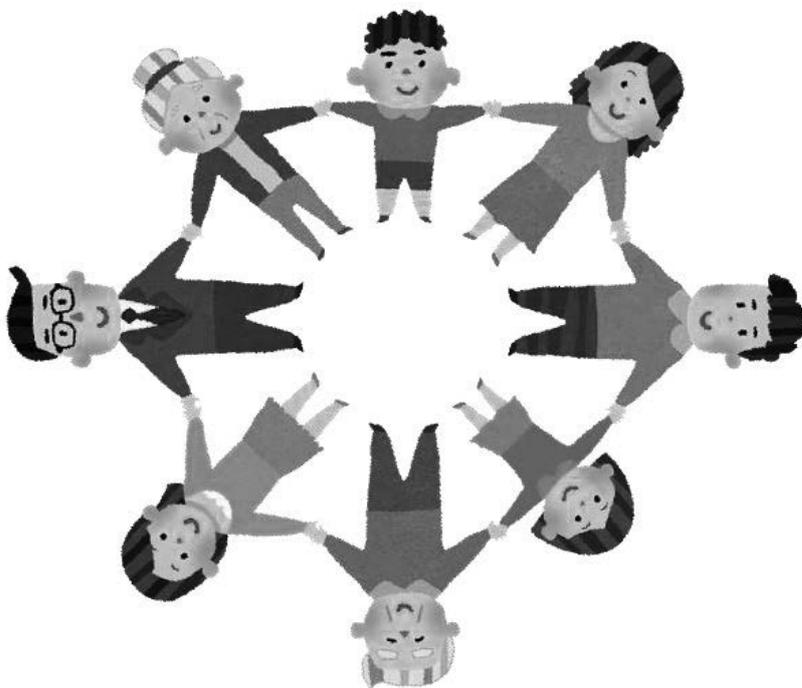
「家族の絆」

「家族と地域の絆」

「地域の絆」

目標

**「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」**



## 1-4 計画の基本的な視点

「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」においては、計画の基本理念・目標のほか、基本的な視点を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な視点」は、宇部市における子どもの育ちを支援するうえでは普遍的なものであるため、本計画においても「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援後期行動計画）」の考え方を踏襲します。

### 視点1 子どもの視点の尊重

- ・子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に配慮します。
- ・子どもを権利の主体としてとらえて、子どもが自由に意見を述べ、自分を自由に表現できる機会の充実を図ります。

### 視点2 親と子どもの健康確保

- ・妊娠期からの母性並びに子どもの健康確保及び増進を図ります。
- ・子どもを育む家族の健康増進に努めます。

### 視点3 子育ての意識の高揚

- ・「子育ては親育ちでもある」という認識の再確認と、その認識を高めます。
- ・今の子どもたちや子育て世代が置かれている現状、子育ての楽しさ・すばらしさ・苦勞の価値観を、あらゆる市民が実感できるような施策を進めます。

### 視点4 子どもたちの自立への支援

- ・子どもたちが次代を担う社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう支援を図ります。
- ・子どもたちが次代の社会を担っていけるよう、家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの健全育成のための取り組みを進めます。

### 視点5 男女共同参画の視点

- ・家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力のもと、働き方や就業その他社会生活において、男女が互いに共同できるための取り組みを進めます。

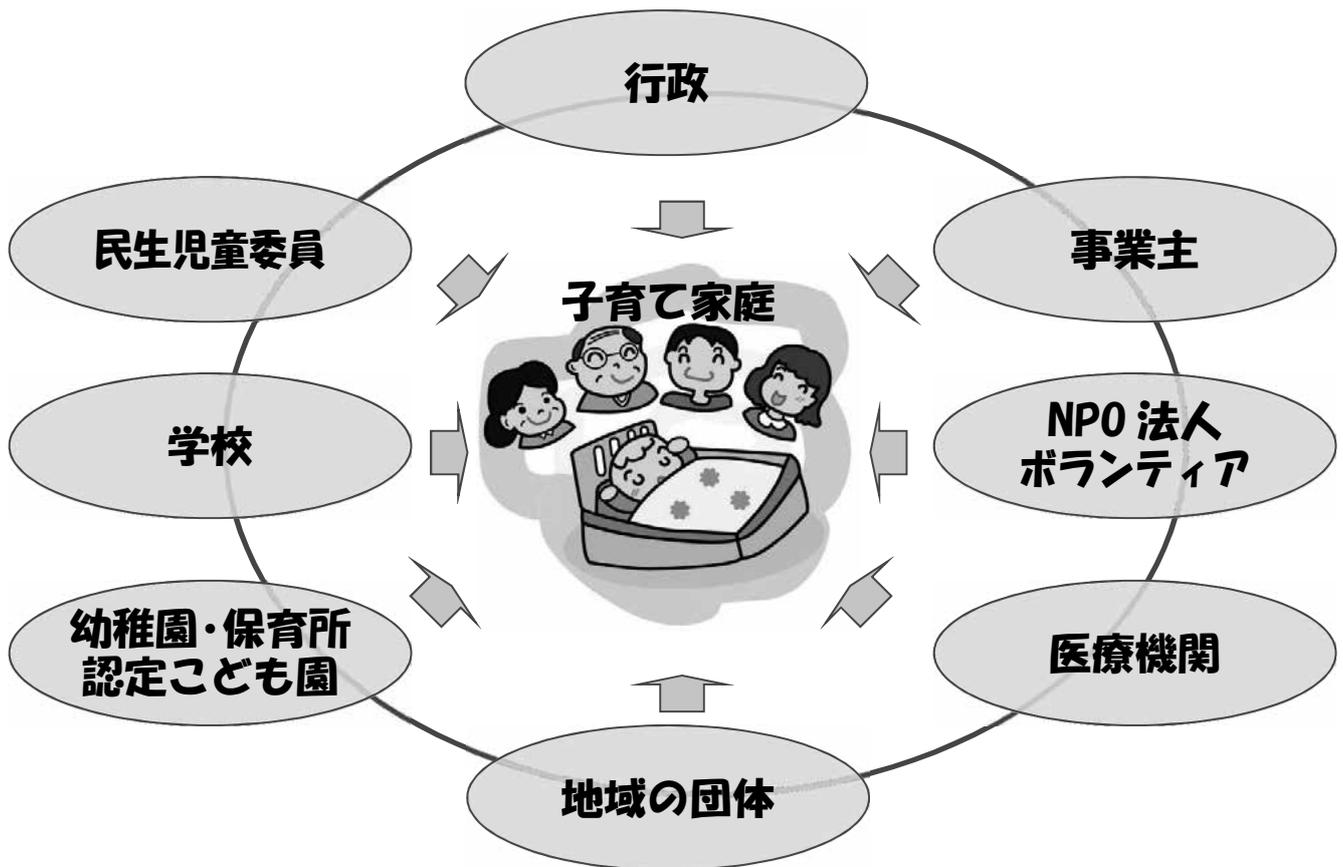
### 視点6 社会全体によるすべての子育て家庭への支援

- ・子育てを社会全体の課題としてとらえ、親、家族、保育所、幼稚園、学校、職場、行政などの連携に加え、子育てや子どもの健全育成に関する活動を行う団体、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者などと協働し、すべての子育て家庭を支援します。

## 視点7 仕事と生活の調和の実現

- 仕事と生活の両立に関してバランスの取れた社会の実現を図ります。
- 結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和した社会をつくりあげていきます。

【社会全体によるすべての子育て家庭への支援】



## 1-5 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とします。

### 【計画期間】

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
子育てプラン・うべ (宇部市次世代育成支援後期行動計画)														
					子育てプラン・うべ (宇部市子ども・子育て支援 事業計画1期)									
										子育てプラン・うべ (宇部市子ども・子育て支援 事業計画2期)				





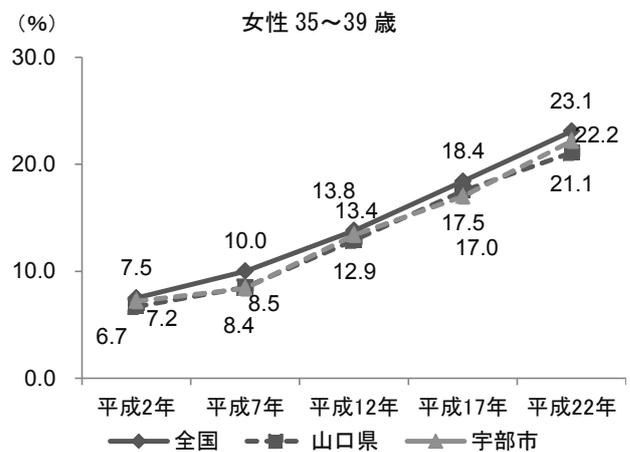
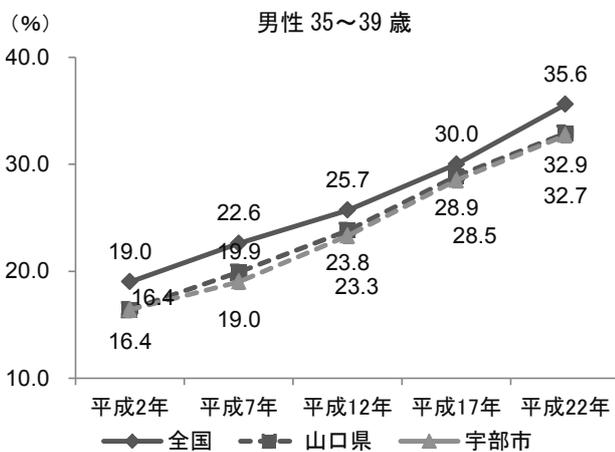
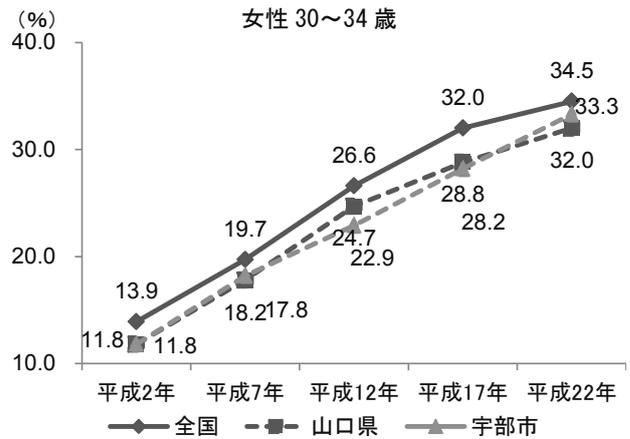
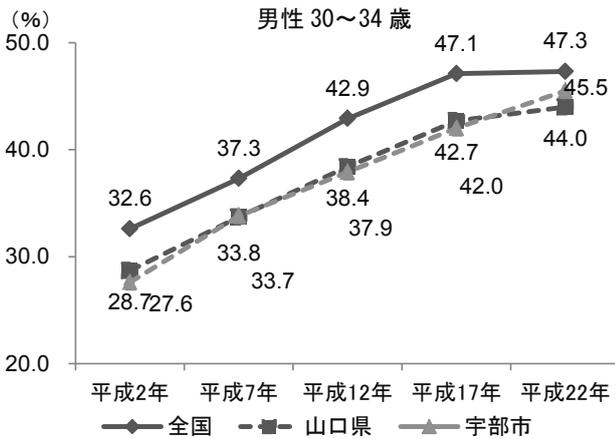
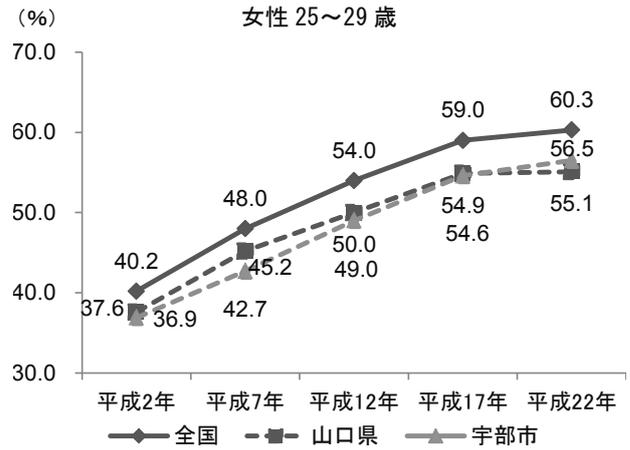
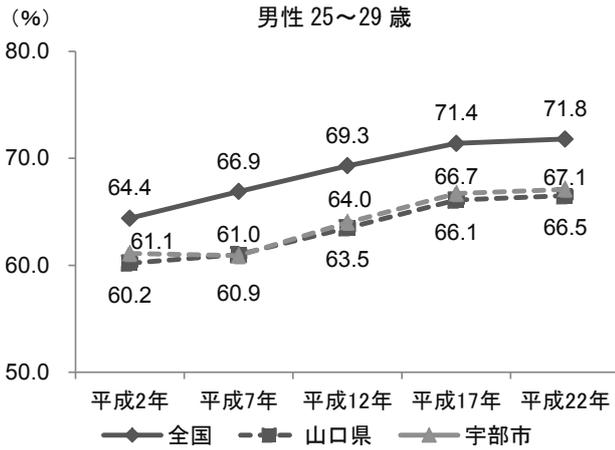


## 4 未婚率

平成22年の年齢別未婚率は、平成17年と比べて、すべての性・年齢区分で上昇しています。全国数値より低く、山口県の数値とあまり変わらない数値となっています。

【年齢別未婚率】

《国勢調査》



## 2-3 世帯等の状況

### 1 家族類型別世帯数の推移

一般世帯数は、平成2年の62,173世帯から平成22年の72,312世帯へと年々増加傾向がみられます。また、親族世帯数も47,903世帯から48,300世帯へと微増傾向を示していますが、その内訳は核家族世帯は増加しているのに対し、その他の世帯が減少しており小家族化がうかがえます。また、単独世帯数は14,178世帯から23,554世帯へと大幅に増加しています。

【家族類型別世帯数の推移】

《国勢調査》

	一般世帯数	親族世帯数			非親族世帯数	単独世帯数
		総数	核家族	その他の世帯		
平成2年	62,173	47,903	37,958	9,945	92	14,178
平成7年	66,243	49,065	39,850	9,215	126	17,052
平成12年	69,831	49,659	41,257	8,402	230	19,942
平成17年	71,004	49,397	42,009	7,388	265	21,342
平成22年	72,312	48,300	41,758	6,542	451	23,554

※一般世帯数：親族世帯数と非親族世帯数、単独世帯数の和。寮や社会施設の入所者、世帯の種類「不詳」等を含まない。

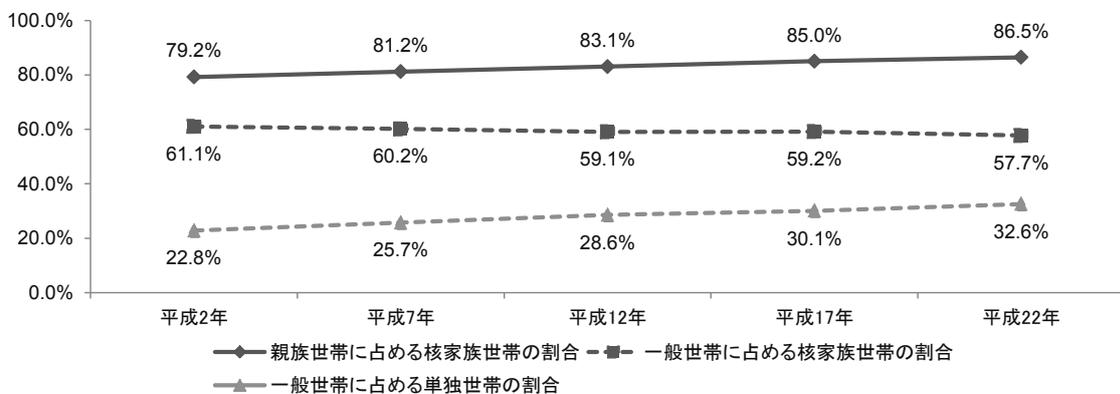
※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいう。

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯をいう。

【家族類型別世帯数の推移】

《国勢調査》

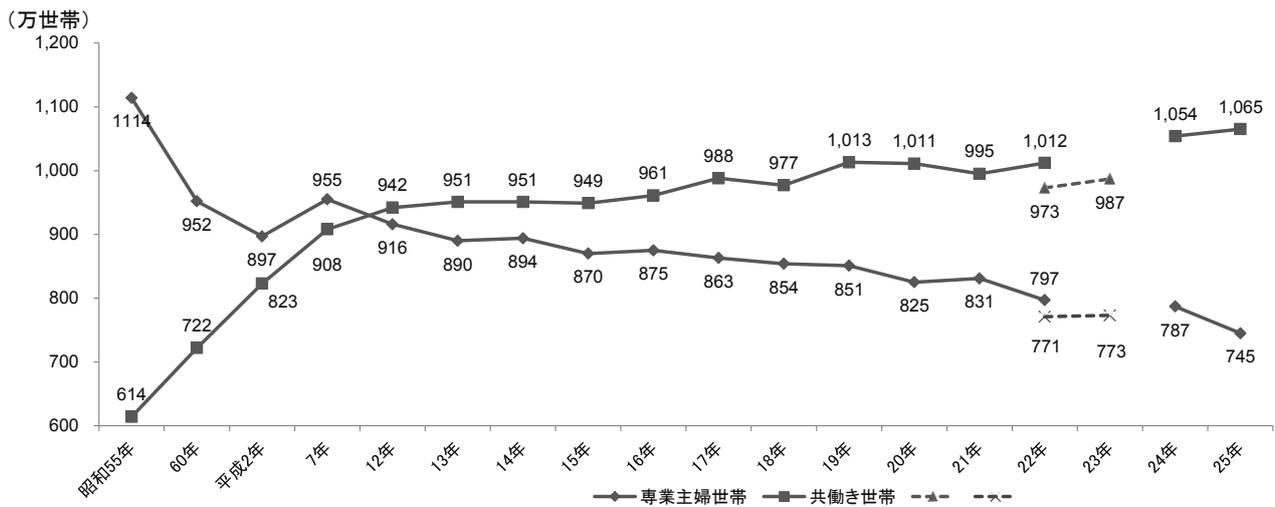


## 2 共働き世帯数

昭和 55 年以降、わが国の共働き世帯数は年々増加しています。平成 25 年では、専業主婦世帯が 745 万世帯であるのに対して、共働き世帯は 1,065 万世帯となっており、共働き世帯が専業主婦世帯を、大きく上回っています。

【共働き等世帯数の推移（全国）】

《労働力調査》



※昭和 55 年から平成 13 年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年 2 月。ただし、昭和 55 年から 57 年は各年 3 月）、14 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別集計」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

※平成 22 年及び 23 年の点線部分の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

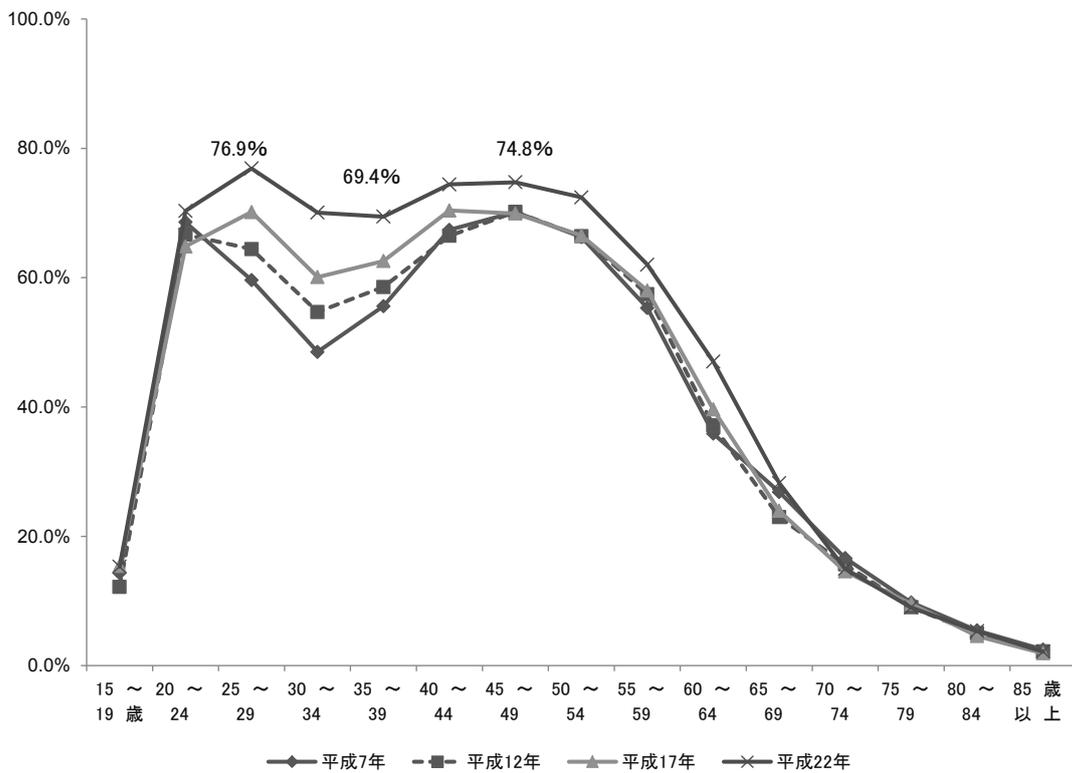


### 3 女性の就業率等

過去4回の国勢調査における女性の年齢別労働力人口比率は、20代後半と40代後半を2つの頂点とするM字型曲線となっています。しかし、結婚や出産等に起因すると考えられる30代に見てとれる労働力人口比率の落ち込みは、平成22年の調査結果は平成17年までと比べて少なくなっており、結婚や出産後も引き続いて働く女性が増加していることが見てとれます。

【本市女性の年齢別労働力人口比率】

《国勢調査》



## 2-4 保育・教育施設等の状況

### 1 保育所の状況

【保育所の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置箇所数	29	29	29	29	29
在籍児童数	2,488	2,512	2,563	2,609	2,664

※各年度 5 月 1 日現在

※箇所数は市内公立・私立の合計数。

在籍児童数には、市外の保育所に入所している児童を含む。

### 2 幼稚園の状況

【幼稚園の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置箇所数	23	23	23	23	23
在籍児童数	2,395	2,327	2,266	2,242	2,332

※各年度 5 月 1 日現在（休園 6 園を含む）

### 3 小学校の状況

【小学校の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置箇所数	24	24	24	24	24
在籍児童数	9,340	9,143	9,058	8,893	8,548

※各年度 5 月 1 日現在

### 4 地域学童保育事業の状況

【学童保育クラブ室の実施箇所数と登録児童数の推移】

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	46	46	47	48	48
登録児童数	1,544	1,486	1,541	1,572	1,588

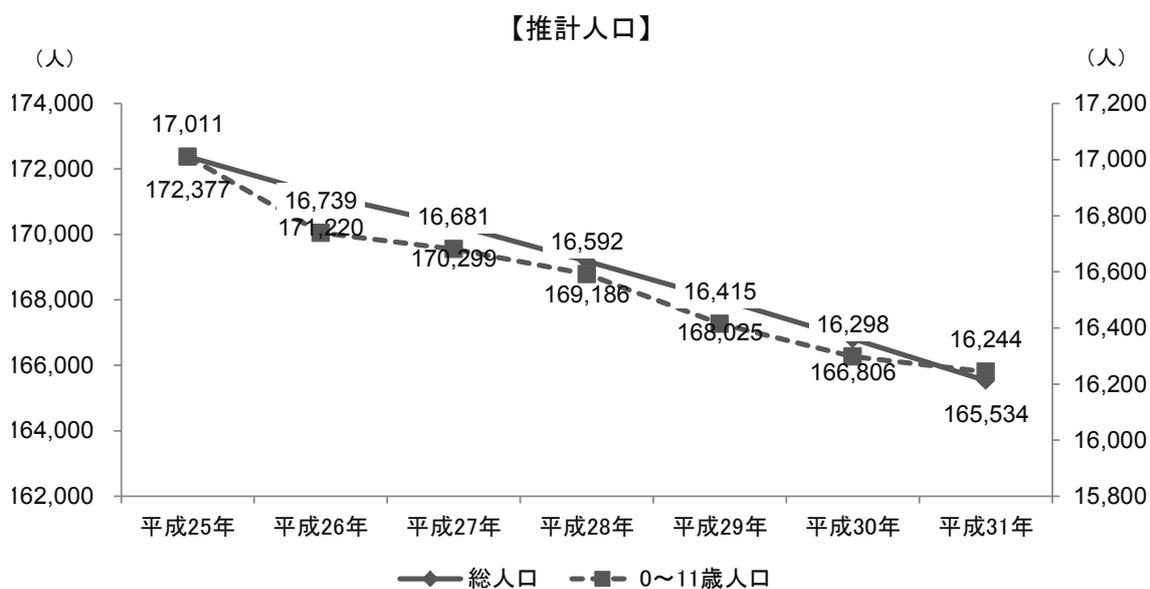
※各年度 4 月 1 日現在

## 2-5 推計人口

### 1 推計人口

推計人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。

本市の総人口は、平成31年で165,534人と推計され、平成25年人口（実績値）に比べ、約7,000人の減少が見込まれます。



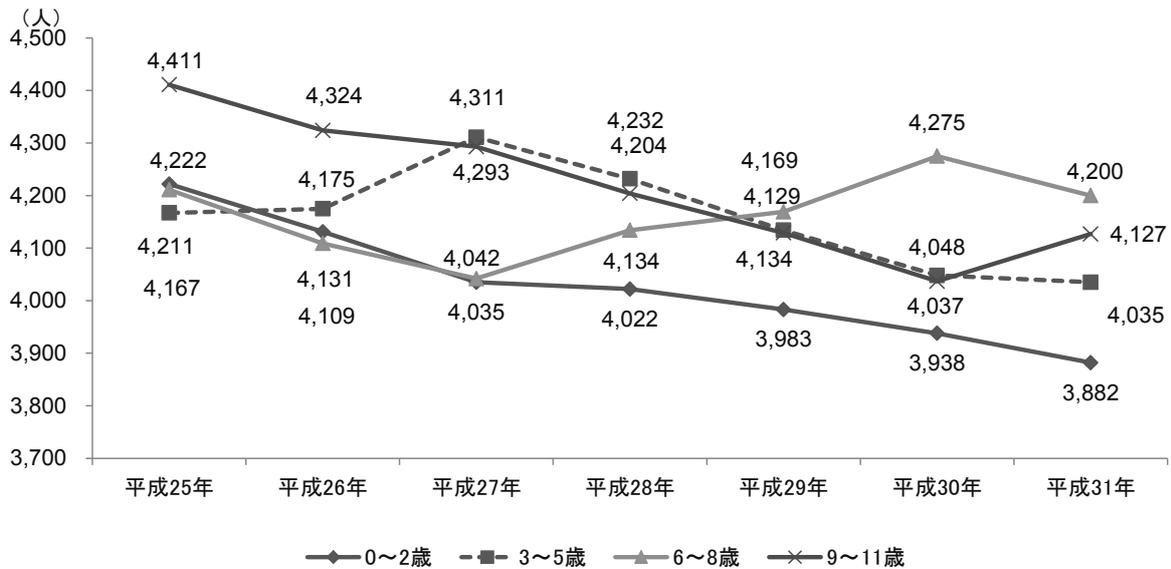
※平成25年・平成26年は住民基本台帳（4月1日現在）、平成27年以降は推計人口



## 2 0～11 歳人口

本市の0～11歳人口は、平成31年で16,244人と推計され、平成25年人口（実績値）に比べ、約767人の減少が見込まれます。

【推計人口（0～11歳人口）】



※平成25年・平成26年は住民基本台帳（4月1日現在）、平成27年以降は推計人口



## 第3章 子育てプラン・うべの実施状況

### 3-1 子育てプラン・うべの目標達成状況

「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」においては、計画の目標年度である平成26年度における目標事業量を設定し、実施状況の把握に努めてきました。

現時点での達成状況は下表のとおりです。

【子育てプラン・うべの目標達成状況】

事業名			目標値	現状
平日昼間の 保育サービス	3歳未満児	認可保育所	1,020人	1,240人
		家庭的保育事業	10人	0人
	3歳以上児	認可保育所	1,585人	1,623人
		家庭的保育事業	10人	0人
		認可保育＋家庭的保育＋預かり保育	1,620人	1,623人
夜間帯の 保育サービス	延長保育 (1日あたりの平均利用児童数)		28か所	26か所
			160人	145人
	夜間保育		1か所	0か所
			10人	0人
	トワイライトステイ		2か所	6か所
		10人	10人	
休日保育			2か所	1か所
			60人	37人
病児病後児保育			6か所	6か所
一時預かり			15か所	10か所
子育て短期支援事業			2か所	6か所
放課後児童健全育成事業（地域学童保育事業）			50か所	47か所
			1,730人	1,621人
地域子育て支援拠点事業			10か所	9か所
ファミリー・サポート・センター			1か所	1か所

※目標値は、平成21年8月時点で目標設定した、平成26年度における目標事業量

※現状には、平成26年度実績見込量を掲載（平成27年2月1日現在）

## 3-2 子育てプラン・うべの事業実施状況

「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」に盛り込まれた 227 事業の計画期間中の実施状況（2 月現在見込）は、次のとおりです。

- ア 平成 25 年度までに実施し、すでに完了した事業  
 イ 平成 26 年度、実施中の事業（平成 26 年度完了または開始事業を含む。）  
 ウ 今後、実施予定の事業（実施せず廃止した事業を含む。）

【子育てプラン・うべの事業実施状況】

大項目	中項目	事業数				実施率
		ア	イ	ウ	計	
子育て意識の高揚		2	13	4	19	78.9%
	次代の親の育成	1	3	2	6	66.6%
	子育てに関する広報・啓発活動の充実	1	7	0	8	100.0%
	子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進	0	3	2	5	60.0%
地域における子育ての支援		2	60	5	67	92.5%
	子育て支援サービスの充実	0	22	1	23	95.6%
	保育サービスの充実	0	7	2	9	77.7%
	子育て支援のネットワークづくり	0	4	1	5	80.0%
	児童の健全育成	2	19	1	22	95.4%
	ひとり親家庭の自立支援の推進	0	8	0	8	100.0%
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進		0	36	0	36	100.0%
	子どもや母親の健康の確保	0	12	0	12	100.0%
	「食育」の推進	0	12	0	12	100.0%
	思春期保健対策の充実	0	6	0	6	100.0%
	小児医療の充実	0	6	0	6	100.0%
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		5	33	1	39	97.4%
	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実	2	21	0	23	100.0%
	家庭や地域の教育力の向上	3	12	1	16	93.7%
子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進		2	50	3	55	94.5%
	子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進	2	15	3	20	85.0%
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	0	3	0	3	100.0%
	障害児施策の充実	0	32	0	32	100.0%
子育てを支援する生活環境の整備		2	9	0	11	100.0%
	良質な居住環境の確保	1	2	0	3	100.0%
	安心して外出できる環境の整備	1	7	0	8	100.0%
合計		13	201	13	227	94.2%

※実施率＝（ア＋イ）／事業数（計）×100

※事業数は、平成 26 年度実績見込数を掲載

### 3-3 評価方法

計画実施の点検、評価、見直しのために、子育て支援に関わる団体及び機関で構成する次世代育成支援対策推進協議会を開催し、各年度の実施状況を把握・点検しました。

なお、計画の進捗状況は、「広報うべ」や「ホームページ」への掲載等により、年1回市民に公表しています。



## 第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

### 4-1 教育・保育提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定にあたっては、地理的条件や交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況や地域の実情に応じて定めることとなっています。

本市では、未就学児の施設の利用の状況や区域内の適切なバランス設定等を勘案して、区域設定を以下のとおりとします。

#### 【教育・保育提供区域】

区分	事業名称	区域の設定
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域を1区域とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	市全域を1区域とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域学童保育事業	小学校区（24校区）を基本とする。
	地域子育て拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業など	市全域を1区域とする。



## 4-2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

### 【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

本市の教育・保育のニーズ量及び確保方策の見込みは、次のとおりです。

※ニーズ量及び確保方策の見込みは、国の手引きに基づくニーズ量調査等による。

#### <平成27年度>

区分	1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
ニーズ量の見込み(人)	1,812	757	1,610	240	812	
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	321	31	1,611	209	745
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				53	61
	確認を受けない幼稚園(人)	2,319	726			
確保量合計(人)	2,640	757	1,611	262	806	
過不足分	828	0	1	22	-6	

#### <平成28年度>

区分	1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
ニーズ量の見込み(人)	1,779	743	1,581	237	811	
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	321	31	1,611	209	745
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				53	61
	確認を受けない幼稚園(人)	2,333	712			
確保量合計(人)	2,654	743	1,611	262	806	
過不足分	875	0	30	25	-5	

<平成 29 年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み（人）		1,738	726	1,544	234	801
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園（人）	396	31	1,636	209	770
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育（人）				53	61
	確認を受けない幼稚園（人）	2,175	695			
確保量合計（人）		2,571	726	1,636	262	831
過不足分		833	0	92	28	30

<平成 30 年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み（人）		1,702	711	1,512	229	791
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園（人）	396	31	1,636	209	770
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育（人）				53	61
	確認を受けない幼稚園（人）	2,190	680			
確保量合計（人）		2,586	711	1,636	262	831
過不足分		884	0	124	33	40

<平成 31 年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み（人）		1,696	709	1,507	224	778
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園（人）	396	31	1,636	209	770
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育（人）				53	61
	確認を受けない幼稚園（人）	2,192	678			
確保量合計（人）		2,588	709	1,636	262	831
過不足分		892	0	129	38	53

3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率	26.5%	26.6%	27.4%	27.8%	28.2%

## 4-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

### 1 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人回／月	6,720	6,698	6,633	6,558	6,465
確保方策	人回／月	3,845	3,845	6,633	6,558	6,465
	実施か所数	9	9	10	10	10
過不足分		- 2,875	- 2,853	0	0	0

### 2 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人／年	1,392	1,380	1,367	1,345	1,321
	人回／年	16,984	16,831	16,678	16,410	16,117
確保方策	実施場所	国内医療機関				
	実施項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準じる				
	実施時期	通年				

### 3 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人／年	1,332	1,320	1,308	1,287	1,264
確保方策	人／年	1,332	1,320	1,308	1,287	1,264
過不足分		0	0	0	0	0

#### 4 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人／年	226	224	222	218	214
確保方策	人／年	226	224	222	218	214
過不足分		0	0	0	0	0

#### 5 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人日／年	309	306	302	299	294
確保方策	人日／年	309	306	302	299	294
	実施か所数	6	6	6	6	6
過不足分		0	0	0	0	0

#### 6 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する会員と当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

全対象児童		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人回／年	1,621	1,588	1,570	1,545	1,484
確保方策	人回／年	1,621	1,588	1,570	1,545	1,484
	実施か所数	1	1	1	1	1
過不足分		0	0	0	0	0

## 7 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園預かり事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量 の見込み	1号 (人日/年)	8,017	7,937	7,857	7,776	7,696
	2号認定による定期的な保育 (人日/年)	57,322	56,749	56,176	55,602	55,029
確保方策	幼稚園預かり保育 (幼稚園在園型) (人日/年)	65,339	64,686	64,033	63,378	62,725
過不足分		0	0	0	0	0
一時預かり事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量 の見込み	在園児対象を除く一時預かり (人日/年)	5,795	5,765	5,700	5,629	5,556
	確保方策	保育所預かり事業 (人日/年)	5,795	5,765	5,700	5,629
過不足分		0	0	0	0	0

## 8 延長保育事業

保育所、認定こども園が在園児を対象に通常の利用時間を超えて、保育を実施する事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人/年	1,087	1,075	1,057	1,040	1,031
確保方策	人/年	1,087	1,075	1,057	1,040	1,031
	実施か所数	26	26	26	26	26
過不足分		0	0	0	0	0

## 9 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等する事業です。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	人日/年	7,803	8,231	8,608	9,008	9,439
確保方策	人日/年	7,803	8,231	8,608	9,008	9,439
	実施か所数	6	6	6	6	6
過不足分		0	0	0	0	0

## 10 地域学童保育事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ●市内全域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	1,554	1,539	1,508	1,510	1,563
	高学年（人）	596	588	574	574	588
合	計（人）	2,150	2,127	2,082	2,084	2,151
確保方策	低学年（人）	1,554	1,539	1,508	1,510	1,563
	高学年（人）	596	588	574	574	588
合	計（人）	2,150	2,127	2,082	2,084	2,151
過不足分		0	0	0	0	0

### ●東岐波小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	94	93	86	80	77
	高学年（人）	36	36	33	31	30
合	計（人）	130	129	119	111	107
確保方策	低学年（人）	94	93	86	80	77
	高学年（人）	36	36	33	31	30
合	計（人）	130	129	119	111	107
過不足分		0	0	0	0	0

### ●西岐波小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	96	92	94	92	98
	高学年（人）	50	48	49	48	51
合	計（人）	146	140	143	140	149
確保方策	低学年（人）	96	92	94	92	98
	高学年（人）	50	48	49	48	51
合	計（人）	146	140	143	140	149
過不足分		0	0	0	0	0

●常盤小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	83	75	73	74	73
	高学年（人）	41	37	36	36	36
合 計（人）		124	112	109	110	109
確保方策	低学年（人）	83	75	73	74	73
	高学年（人）	41	37	36	36	36
合 計（人）		124	112	109	110	109
過不足分		0	0	0	0	0

●恩田小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	112	107	115	112	124
	高学年（人）	37	36	38	37	41
合 計（人）		149	143	153	149	165
確保方策	低学年（人）	112	107	115	112	124
	高学年（人）	37	36	38	37	41
合 計（人）		149	143	153	149	165
過不足分		0	0	0	0	0

●岬小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	33	34	36	36	38
	高学年（人）	15	15	17	16	17
合 計（人）		48	49	53	52	55
確保方策	低学年（人）	33	34	36	36	38
	高学年（人）	15	15	17	16	17
合 計（人）		48	49	53	52	55
過不足分		0	0	0	0	0

●見初小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	22	23	24	25	28
	高学年（人）	15	16	16	17	19
合 計（人）		37	39	40	42	47
確保方策	低学年（人）	22	23	24	25	28
	高学年（人）	15	16	16	17	19
合 計（人）		37	39	40	42	47
過不足分		0	0	0	0	0

●神原小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	44	44	49	49	54
	高学年（人）	14	14	15	15	17
合 計（人）		58	58	64	64	71
確保方策	低学年（人）	44	44	49	49	54
	高学年（人）	14	14	15	15	17
合 計（人）		58	58	64	64	71
過不足分		0	0	0	0	0

●琴芝小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	92	103	93	105	107
	高学年（人）	28	31	28	32	32
合 計（人）		120	134	121	137	139
確保方策	低学年（人）	92	103	93	105	107
	高学年（人）	28	31	28	32	32
合 計（人）		120	134	121	137	139
過不足分		0	0	0	0	0

●上宇部小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	106	110	105	106	119
	高学年（人）	43	44	42	43	48
合 計（人）		149	154	147	149	167
確保方策	低学年（人）	106	110	105	106	119
	高学年（人）	43	44	42	43	48
合 計（人）		149	154	147	149	167
過不足分		0	0	0	0	0

●川上小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	107	105	99	93	89
	高学年（人）	36	35	33	31	30
合 計（人）		143	140	132	124	119
確保方策	低学年（人）	107	105	99	93	89
	高学年（人）	36	35	33	31	30
合 計（人）		143	140	132	124	119
過不足分		0	0	0	0	0

●小羽山小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	85	81	78	79	93
	高学年（人）	18	17	17	17	20
合 計（人）		103	98	95	96	113
確保方策	低学年（人）	85	81	78	79	93
	高学年（人）	18	17	17	17	20
合 計（人）		103	98	95	96	113
過不足分		0	0	0	0	0

●新川小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	75	71	71	69	77
	高学年（人）	29	27	28	27	30
合 計（人）		104	98	99	96	107
確保方策	低学年（人）	75	71	71	69	77
	高学年（人）	29	27	28	27	30
合 計（人）		104	98	99	96	107
過不足分		0	0	0	0	0

●鵜ノ島小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	39	37	34	34	37
	高学年（人）	20	19	18	18	19
合 計（人）		59	56	52	52	56
確保方策	低学年（人）	39	37	34	34	37
	高学年（人）	20	19	18	18	19
合 計（人）		59	56	52	52	56
過不足分		0	0	0	0	0

●藤山小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	121	117	117	115	106
	高学年（人）	49	48	47	47	43
合 計（人）		170	165	164	162	149
確保方策	低学年（人）	121	117	117	115	106
	高学年（人）	49	48	47	47	43
合 計（人）		170	165	164	162	149
過不足分		0	0	0	0	0

●西宇部小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	66	62	61	66	68
	高学年（人）	22	21	20	22	23
合 計（人）		88	83	81	88	91
確保方策	低学年（人）	66	62	61	66	68
	高学年（人）	22	21	20	22	23
合 計（人）		88	83	81	88	91
過不足分		0	0	0	0	0

●黒石小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	130	142	151	155	163
	高学年（人）	45	49	52	54	56
合 計（人）		175	191	203	209	219
確保方策	低学年（人）	130	142	151	155	163
	高学年（人）	45	49	52	54	56
合 計（人）		175	191	203	209	219
過不足分		0	0	0	0	0

●厚南小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	108	106	94	94	87
	高学年（人）	40	39	35	35	32
合 計（人）		148	145	129	129	119
確保方策	低学年（人）	108	106	94	94	87
	高学年（人）	40	39	35	35	32
合 計（人）		148	145	129	129	119
過不足分		0	0	0	0	0

●原小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	48	48	53	54	62
	高学年（人）	11	11	12	12	14
合 計（人）		59	59	65	66	76
確保方策	低学年（人）	48	48	53	54	62
	高学年（人）	11	11	12	12	14
合 計（人）		59	59	65	66	76
過不足分		0	0	0	0	0

●厚東小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	17	14	12	11	9
	高学年（人）	13	11	10	9	7
合 計（人）		30	25	22	20	16
確保方策	低学年（人）	17	14	12	11	9
	高学年（人）	13	11	10	9	7
合 計（人）		30	25	22	20	16
過不足分		0	0	0	0	0

●二俣瀬小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	18	19	15	17	13
	高学年（人）	6	6	5	6	4
合 計（人）		24	25	20	23	17
確保方策	低学年（人）	18	19	15	17	13
	高学年（人）	6	6	5	6	4
合 計（人）		24	25	20	23	17
過不足分		0	0	0	0	0

●小野小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	11	10	10	12	9
	高学年（人）	3	3	3	3	2
合 計（人）		14	13	13	15	11
確保方策	低学年（人）	11	10	10	12	9
	高学年（人）	3	3	3	3	2
合 計（人）		14	13	13	15	11
過不足分		0	0	0	0	0

●船木小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	29	26	22	18	17
	高学年（人）	15	14	12	10	9
合 計（人）		44	40	34	28	26
確保方策	低学年（人）	29	26	22	18	17
	高学年（人）	15	14	12	10	9
合 計（人）		44	40	34	28	26
過不足分		0	0	0	0	0

●万倉小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	12	13	8	7	7
	高学年（人）	7	7	4	4	4
合 計（人）		19	20	12	11	11
確保方策	低学年（人）	12	13	8	7	7
	高学年（人）	7	7	4	4	4
合 計（人）		19	20	12	11	11
過不足分		0	0	0	0	0

●吉部小学校

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	低学年（人）	6	7	8	7	8
	高学年（人）	3	4	4	4	4
合 計（人）		9	11	12	11	12
確保方策	低学年（人）	6	7	8	7	8
	高学年（人）	3	4	4	4	4
合 計（人）		9	11	12	11	12
過不足分		0	0	0	0	0

## 4-4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育の一体的提供を実施する認定こども園は、就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行います。都道府県知事の認定を受け、幼稚園や保育所等が単独または連携して運営します。平成26年度現在、宇部市では、1園の設置となっています。

今後、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園・保育所の意向を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。

また、本市では、「宇部市教育振興基本計画」において、「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」を基本理念に定め、その実現に向け、学校・家庭・地域の連携及び幼稚園・保育所・小学校等の連携に取り組むこととしています。

## 第5章 行動計画

### 5-1 施策の体系

基本理念 「家族と地域の絆を深める」～「家族の絆」「家族と地域の絆」「地域の絆」～

目 標 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり

#### テーマ1 子育て意識の高揚

1-1 次代の親の育成

1-2 子育てに関する広報・啓発活動の充実

1-3 子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

#### テーマ2 地域における子育ての支援

2-1 子育て支援サービスの充実

2-2 保育サービスの充実

2-3 子育て支援のネットワークづくり

2-4 子どもの健全育成

2-5 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### テーマ3 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

3-1 安全な妊娠・出産・産後への支援

3-2 子どもの健やかな成長発達への支援

3-3 思春期からの健康づくりへの支援

3-4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進

3-5 小児医療の充実

#### テーマ4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実

4-2 家庭や地域の教育力の向上

#### テーマ5 子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

5-1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進

5-2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

5-3 障害児施策の充実

#### テーマ6 子育てを支援する生活環境の整備

6-1 良質な居住環境の整備

6-2 安心して外出できる環境の整備

## 5-2 6つのテーマ別施策

### 1 子育て意識の高揚

#### 1-1 次代の親の育成

小・中学生や高校生等が保育所や幼稚園等を訪問することで、少子化問題や親の役割について考える機会をつくり、子育ての大切さや楽しさを伝えるとともに、子どもと地域との関わりを深め、支え合うまちづくりを進めます。

##### ① 乳幼児と小学生・中学生・高校生等とのふれあいの促進

小・中・高校生の保育所・幼稚園訪問事業	保育所・幼稚園において、将来親となる小学生、中学生、高校生が乳幼児と触れ合う機会を企画し、交流の促進を図ります。	こども福祉課 学校教育課
---------------------	--	-----------------

##### ② 子どもと働く大人とのふれあいの促進

小・中学生による企業訪問の促進	「総合的な学習の時間」等を活用し、小・中学生による企業訪問や体験活動（インターンシップ）の充実を図ります。	学校教育課
-----------------	---	-------

#### 1-2 子育てに関する広報・啓発活動の充実

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発のため、情報誌を発行するとともに、講習会を開催して家庭教育の充実を図ります。

##### ① 男女共同参画意識の啓発

「ぱれっと」の発行や講座等の開催を通じた啓発	男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発のため、男女共同参画情報誌「ぱれっと」を発行するとともに、家庭教育学級の充実を図ります。	人権・男女共同参画推進課 社会教育課 こども福祉課
メディア等を活用した男女平等観についての啓発	メディア等を活用して、男女平等観を育成するとともに、家庭における性別役割分担意識を解消し、家事や育児などの家庭生活は家族の共同責任で行うという意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画推進課

男女平等教育実践研究の推進	男女平等の観点から、各教科、道徳及び特別活動における学習内容の取扱い方や指導方法等に関する研究を行います。また、子どもの発達段階や学校の実態に応じて男女平等教育の実践を推進します。	学校教育課
---------------	--	-------

## ② 子育ての意義を高める情報の提供

子育て研修会による情報提供の促進	子育ての苦勞の価値と楽しさを理解し、子育て意識の高揚を図るため、様々な機会を捉えて子育て研修会の開催または開催の支援をします。	こども福祉課
「家庭の日」の広報	家庭の大切さ、家庭の果たす役割の重要性を認識するための「家庭の日」について、普及、啓発に努めます。	学校安心支援室

## 1-3 子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

仕事を続けながら安心して出産、子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入等、雇用環境の整備について啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、引き続き、意識啓発を図っていきます。

### ① 企業への子育て意識啓発、情報提供

雇用環境の整備についての啓発	仕事を続けながら安心して出産、子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入など、雇用環境の整備の啓発に努めます。また、女性の登用や職域拡大のため、国・県・関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、女性の活躍推進に取り組む企業等への支援を実施します。	人権・男女共同参画推進課
----------------	--	--------------

### ② 雇用に関する相談の充実

関係機関との連携	労働基準監督署・宇部県民局等との連携により個別の問題への迅速な対応を行います。	企業誘致・雇用創造課
女性就労相談窓口	女性就労相談窓口「ウィメンズワークナビ」を設置し、仕事と子育ての両立に向けた就労支援を実施します。	企業誘致・雇用創造課

## 2 地域における子育ての支援

### 2-1 子育て支援サービスの充実

本市では、これまででもすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育てサービスの充実を図り、情報提供をしてきました。

また、核家族化の進行や隣近所との関わりの希薄化など社会構造の変化から、子育てについての相談相手がないなどの子育ての孤立化を防止し、育児不安を解消するために、子育て支援センター事業や、緊急一時的に子どもを預かる一時預かり事業などを推進し、民間が実施する子育て支援活動の支援と促進に努めてきました。今後も引き続き、地域における子育て支援サービスの充実に取り組みます。

さらに、本市の子育て支援の拠点となる（仮称）子どもプラザの整備にも取り組みます。

#### ① 行政等による子育て支援の充実

病児・病後児保育事業の充実	病気や病気回復期にある児童を病院などで一時的に預かります。	こども福祉課
ファミリー・サポート・センターの充実	仕事と育児の両立のため、地域で子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業について、制度周知を図り、利用を促進します。	こども福祉課
子育て短期支援事業	保護者が病気等で、児童の養育が困難な場合、児童養護施設で一時的に預かります。	家庭児童相談室
一時預かり事業の推進	保護者の病気等により、緊急一時的に児童の養育が困難な場合や、短期・短時間の就労に伴う一時預かり事業を推進します。	こども福祉課 学校教育課
子育て支援センター事業の充実	育児のノウハウを持つ保育所が、地域の子育てに関する相談窓口となり、子育て不安の解消を図ります。	こども福祉課
つどいの広場事業の充実	地域の子育て支援拠点として、親子が気軽に集い、交流を図る場の設置促進及び活動の充実を図ります。	こども福祉課
（仮称）子どもプラザの整備	親子が気軽に集い、交流を図る等、子育て支援の拠点となる（仮称）子どもプラザの整備に取り組みます。	こども福祉課
子育て支援のためのガイドブックの作成	子育て支援に関する施設や団体、制度等の情報の周知に向け、ガイドブックを作成します。	こども福祉課
うべ子育てインフォメーション事業	子育てに関する行政・民間サービスについてホームページを活用し、総合的な情報を提供します。	こども福祉課

育児相談の充実	育児不安を解消する場や交流の場としての需要が高い育児相談の場の充実を図ります。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、電話や訪問等で対応し支援します。	健康推進課
児童福祉施設等の充実・整備	子育てニーズに反映した児童福祉施設等の充実・整備に努めます。	こども福祉課

## ② 民間活動等の支援と促進

母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動への支援	子育ての孤立を防止し、育児不安の解消を図る母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動を支援します。また、研修を定期的に行い資質の向上に努めます。	健康推進課
民間つどいの広場事業の支援	子育ての悩みや不安の相談・助言を行う子育てサポーターの育児支援を促進するため、子育て中の親と子が集う民間つどいの広場事業の支援・拡充を図ります。	こども福祉課
自主的な子育てサークルへの支援	子育て不安の解消、子育ての仲間づくりのため、自主的に活動する子育てサークルを支援します。	こども福祉課
発達障害児等地域子育て支援事業	障害児の身近な地域での居場所づくりを目的として、発達障害等の理解と地域のサポート体制強化のための啓発活動や人材の育成などを行います。	障害福祉課 健康推進課 特別支援教育推進室
地域サロン等拠点づくりの推進	子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点整備や活動を支援します。	高齢者総合支援課

## ③ 保育にかかる経済的負担の軽減

母子世帯等保育料の軽減	母子世帯や多子世帯等に対する保育料を軽減します。	こども福祉課
学童保育クラブの保育料軽減	就学援助制度の基準に準じて学童保育クラブの保育料を軽減します。	こども福祉課

## 2-2 保育サービスの充実

保護者ニーズを把握し、保育需要への適切な対応に努めます。また、延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの提供と情報提供の充実を図るとともに、保育士等の各種研修への参加を支援し、保育サービスの質の向上に取り組みます。

### ① 通常保育の需要への適切な対応

保育需要への対応	認可保育所において保育需要に応じた児童の受入れを行います。	こども福祉課
認可外保育施設への助成	事業所内託児所等認可外保育施設への助成を通じ、保育サービスの充実を図ります。	こども福祉課
保育内容の充実	保育士の各種研修への参加を促進し、保育サービスの質的向上を図ります。	こども福祉課
福祉サービス第三者評価の調査・研究	保育所等の保育サービス第三者評価制度の調査・研究を行います。	こども福祉課

### ② 特別保育の充実

延長保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化に伴い、需要に応じた延長保育の促進に努めます。	こども福祉課
障害児保育事業の充実	障害児を養育する保護者の就労支援のため、受入体制の促進を図ります。	こども福祉課
休日保育事業	日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育事業の促進に努めます。	こども福祉課

### ③ 幼稚園におけるサービスの充実

障害児教育の充実	幼稚園の障害児受入体制の整備促進を図ります。	特別支援教育推進室
----------	------------------------	-----------



保育所での読み聞かせ

## 2-3 子育て支援のネットワークづくり

子育てに関係する団体への支援を行うとともに、そのネットワーク化を進めます。

### ① 子育て支援のネットワークづくり

次世代育成支援対策推進委員会の開催	関係部署が連携した、次世代育成支援対策推進委員会を開催し、取り組みを進めます。	こども福祉課
子育て支援関係団体による会議の実施	情報の共有と連携を図るため、自治組織、PTA、子ども会、民生児童委員協議会、交通安全対策を推進するための団体等の子育て関係機関・団体による会議を開催し、ネットワークづくりを推進します。	こども福祉課
子育てサークルネットワークへの支援	子育てサークルのネットワーク組織の活動の活発化を支援します。	こども福祉課
子育て支援団体への支援	NPO、ボランティア団体等の活動拠点である宇部市民活動センターと連携して、子育て支援に関する活動を行う団体への支援を行います。	市民活動課
コミュニティ形成推進事業	各校区のふれあいセンター等を活動拠点とした、地域の子育て支援団体を中心とする少子化・学校週5日制に即した積極的な取り組みを支援し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。	市民活動課

## 2-4 子どもの健全育成

地域において、児童が自主的に参加し、安全に過ごすための居場所づくりを進めるために、放課後の留守家庭等の児童を対象とし、適切な遊び、生活の場及び学習や読書習慣の場を提供する学童保育事業と、地域の子ども全般を対象とし、地域の方々の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を総合的に推進します。

また、公共施設や人材などの社会資源を活用して児童健全育成の取り組みを進めるとともに、学校・家庭・関係機関が連携して、いじめ、少年非行及び不登校への対応を図ります。

### ① 放課後や週末等の居場所づくり

学童保育事業の実施	保護者の就労等による放課後の保育が必要な小学生を対象に、保育の充実を図ります。また、必要な施設の整備に取り組みます。	こども福祉課
-----------	--	--------

学童保育クラブ外部人材活用事業の実施	長期休暇中などに、様々な分野の技能を持つ人材を活用し、児童の健全育成を促進します。	こども福祉課
子どもの居場所づくり・活動拠点事業の実施	ふれあいセンター等の公共施設の活用や学校施設の開放により、放課後や土・日曜日の児童の居場所づくり・活動拠点事業を実施します。	市民活動課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、公共施設等を活用して、地域の方々との連携を図りながら、子どもたちの居場所づくりに取り組みます。 また、事業未実施の学校区への整備を推進します。	社会教育課
放課後子ども総合プランの推進	国の放課後子ども総合プランに基づき、学童保育事業及び放課後子ども教室の一体的な実施に努めます。 事業の実施主体である教育委員会と福祉部局が連携して、学校等公共施設の活用を図り、放課後子ども教室と学童保育事業との連携または一体的な取り組みについて推進していきます。 また、平成31年度までに、一体型として5か所の実施を目指します。	こども福祉課 社会教育課
うべ協育ネットの推進	子どもたちの「生きる力」を育むことをめざし、学校、家庭、地域が連携して、学校支援、家庭教育支援等の支援活動を効率的、組織的に推進するため、中学校区を単位とした住民参画による教育支援体制づくりを推進します。	社会教育課
子ども委員会事業の活用	子どもに関係する各団体が連携をとり、休日の子どもの活動をサポートする子ども委員会事業を積極的に活用します。	社会教育課
アクティビレッジおのの活用	自然を活用したスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、自然体験学習を通して、子どもたちの環境への理解と健全育成を図ります。	市民活動課
学童保育クラブ指導員研修の実施	学童保育クラブ指導員に対する研修を大学等と連携して実施し、学童保育事業の充実を図ります。	こども福祉課



地域学童保育事業

## ② 非行・不登校、性等の問題への地域ぐるみの取り組み

民生児童委員、主任児童委員による地域の児童健全育成の推進	関係機関と連携し、児童の見守りや非行問題等への対応を進めます。	地域福祉課
ふれあい運動推進事業	地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、校区ふれあい運動推進委員会による街頭補導活動、環境浄化活動、啓発活動を実施します。	学校安心支援室
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するため、青少年問題協議会を開催します。	学校安心支援室
街頭補導・訪問指導	青少年の非行等問題行動を未然に防止するため、街頭補導や訪問指導を行います。	学校安心支援室
相談支援業務	いじめや不登校、問題行動等の総合的な相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うとともに、相談内容によっては、関係機関、地域等と連携し、解決に向けた支援を行います。	学校安心支援室
学校・家庭・関係機関の連携	青少年の様々な問題に対し、学校、家庭、関係機関・団体と連携し、早期対応を図ります。	学校教育課

## ③ 児童の育成にかかる経済的負担の軽減

児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育する保護者に手当を支給します。	こども福祉課
就学援助制度	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費・医療費・給食費等の援助をします。	教委総務課
子どもへの医療費の助成	未就学児の医療費について自己負担分を助成するとともに、小・中学校就学児の医療費の自己負担の割合を軽減します。	こども福祉課

## ④ 子どもの権利を守るための環境づくり

家庭児童相談の充実	関係機関等と連携し、子どもの養育、虐待等の様々な問題に対し、相談、支援を行います。	家庭児童相談室
長期入院児童生徒に対する訪問学習	山口大学医学部附属病院内に設置する院内学級の充実を図ります。	特別支援教育推進室

## 2-5 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への相談体制の充実、経済的支援策、就業支援策等について総合的な対策に取り組みます。

### ① 生活支援の充実

ひとり親家庭等への相談体制の充実	ひとり親家庭の生活や就労などの相談について、助言、指導及び関係機関の紹介などを行い、ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	こども福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭への経済的支援として、父または母と生計を同じくしていない児童等を養育している母等の保護者に、手当を支給します。	こども福祉課
ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の医療費について、自己負担分を助成します。	こども福祉課
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、母子家庭または父子家庭の自立を促進します。	こども福祉課
ひとり親家庭生活支援講習会開催の支援	母子寡婦福祉連合会が実施する育児・しつけ・健康管理の支援のための講習会を支援します。	こども福祉課
家庭生活支援員の派遣の支援	母子寡婦福祉連合会が実施する家庭生活支援員派遣事業を支援します。	こども福祉課
ドメスティック・バイオレンスへの対応	宇部市DV防止支援ネットワークを中心に連携して、DV相談の充実と被害者の自立支援を図ります。	人権・男女共同参画推進課
母子生活支援施設による自立支援	母子生活支援施設の利用者への生活相談・指導を通じ、自立を支援します。	家庭児童相談室



### 3 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

#### 3-1 安全な妊娠・出産・産後への支援

妊娠から出産・産後まで健やかに過ごし母子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査や妊婦教室、産後うつ等精神的ケアまで、保健、医療、福祉の連携を図り、切れ目のない母子の健康支援の実施と支援体制の充実を図ります。

##### ① 妊産婦等の心身の健康に対する支援体制の充実

親子健康手帳（母子健康手帳）交付時の相談の充実	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携して、ハイリスク妊婦の把握に努め、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。	健康推進課
妊婦健康診査の実施	妊娠の経過を確認し、異常の早期発見・早期治療につなげられるよう努めます。	健康推進課
妊婦教室の開催	妊娠中の過ごし方や、産後の心と体の変化について等、妊娠・出産についての正しい知識を学ぶことで、健やかに子どもを生み育てられるよう促します。	健康推進課
産後うつ等の精神的ケア	産後直後から発生頻度が増す産後うつの対応は、産後の健康診査等の場の有効活用を図ることが効果的であるため、医療機関の協力を得ながら、早期からの支援を実施します。	健康推進課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行える拠点とし、母子保健コーディネーターが妊産婦等に対してきめ細かな支援を実施します。	健康推進課
妊娠・出産・産後を健やかに過ごすための相談支援	関係機関とも連携し母子の心身の健康の保持増進のため、また、妊娠・出産・産後を安心して過ごせるよう、迅速かつ適切な相談支援をします。	健康推進課
妊娠・出産・産後に関する情報提供、啓発活動	妊婦やその家族に対して、不安を解消し、安心安全に出産・育児にのぞめるよう随時情報を提供します。	健康推進課

## ② 不妊治療等支援事業の充実

不妊（不育）相談・不妊治療費助成事業	不妊治療の一部助成や、不妊・不育に係る相談等を実施し、子どもを生みたいと望む方が生き育てやすい環境づくりを進めます。	健康推進課
--------------------	--	-------

## 3-2 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じ、成長発達の的確な評価を行い、必要に応じて適切な医療や保健指導につなげます。また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足などから、子どもの育てにくさを感じる等、支援が必要な家庭に対しては、安心して育児できるよう関係機関と連携して継続的に支援するとともに、子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくりに努めます。

### ① 乳幼児期の健康管理体制の充実

乳幼児健康診査（2週間、1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳）の実施	疾患や障害の早期発見と育児不安を解消する場や交流の場として活用します。また、医療機関と連携を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	健康推進課
育児相談の充実	育児不安を解消する場や交流の場としての需要が高い育児相談の場の充実を図ります。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、電話や訪問等で対応し支援します。	健康推進課
離乳食教室の開催	離乳食の大切さや、子どもの発達に合わせた進め方・作り方が学べるよう、栄養士が支援します。	健康推進課
母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動への支援	子育ての孤立を防止し、育児不安の解消を図る母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動を支援します。また、研修を定期的に関催し資質の向上に努めます。	健康推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	健康推進課

ハートつながる ブックスタートの実施	「こんにちは赤ちゃん事業」と合わせて、一人ひとりに「ブックスタートパック」を贈り、絵本とふれあうことや、読み聞かせの大切さを伝えます。また、市民を挙げて赤ちゃんの誕生を祝い、地域みんなで子育てを応援しているという機運を高めるため、絵本は市民の手づくりの袋に入れて贈ります。さらに、その後のフォローアップ事業について取り組みます。	健康推進課 こども福祉課 図書館
子どもの事故防止の啓発	誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故について、子育てメールやパンフレット等で情報提供し、事故防止を啓発します。	健康推進課
乳幼児突然死症候群（SIDS）の啓発	子どもを持つ家族が、SIDSの予防に努めることができるよう、SIDSの正しい知識の普及啓発をします。	健康推進課

## ② 育てにくさを感じる親により添う支援

要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援	障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見のための乳幼児健康診査の充実及び発見後の支援を関係機関と連携して行います。	健康推進課
育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備	育児をする親が孤立しないよう、関係機関・専門機関と連携して支援します。	健康推進課
療育相談会と総合療育システム会議の活用	児童相談所が、心身に障害がある（あると疑われる）乳幼児を対象に開催する療育相談会と総合療育システム会議を活用し、医療・保健・福祉・教育等の関連機関が相互に連携を図りながら、適切な助言・指導や障害の状況に適した治療及び療育を実施します。	障害福祉課 健康推進課



ブックスタートパック

### 3-3 思春期からの健康づくりへの支援

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、たばこ・アルコール・薬物、性や性感染症等の正しい知識を教育機関と連携して普及します。

また、実施にあたっては、保護者や教育機関、医療関係者と連携して相談支援体制を構築します。

#### ① 喫煙防止、飲酒禁止、薬物乱用防止教育の充実

小・中学校における喫煙防止や薬物乱用防止教育の充実	小・中学生を対象とする喫煙防止教育や薬物乱用防止教育を、医療・保健等の関係機関と連携を図りながら実施します。	学校教育課
喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止に関する情報提供、啓発活動	喫煙・飲酒・薬物乱用が成長発達へ及ぼす有害性について、関係機関と連携し、パンフレットやホームページ、周知強化月間のPR活動等を通じ広く啓発します。	健康推進課

#### ② 性に関する教育の充実

小学生からの、性や性感染症に関する正しい知識の普及	小・中学生に対し、自分の身体、命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し、認め合う感性を育てるため、発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。	学校教育課
性や性感染症等に関する正しい知識の普及と性の問題についての意識啓発	関係機関と連携し、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課

#### ③ こころの問題への対応の充実

総合教育相談窓口ほっとライン宇部等による相談業務	非行等問題行動やいじめ、不登校、性に関すること、友人関係、身体や健康に関することなどの悩み・問題を抱える青少年や保護者からの相談に対し、指導及び助言を行うとともに、学校・関係機関との連携に努めます。	学校安心支援室
相談体制の充実	学童期、思春期における心の問題について、相談の充実を図るとともに、適切な相談窓口を紹介し、関係機関との連携に努めます。	健康推進課

### 3-4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進

子ども及び妊産婦に対して、生涯にわたる健康づくりの基本となる「歯及び口腔の健康保持」「食」の大切さを啓発します。また、子どもについては学校保健等、妊産婦については医療機関と連携し、適正な食生活や体重管理の重要性についても広めていきます。

#### ① 歯・口腔に関する情報提供、啓発活動の充実

歯及び口腔の健康の保持	乳幼児期から継続した歯及び口腔の健康の保持が重要であることから、健康診査や育児サークルなどの場を活用して、歯科保健指導を推進します。また、妊娠中の歯周疾患検診費用の助成など、妊婦及び胎児の歯及び口腔の健康の保持の重要性も啓発します。	健康推進課
-------------	--	-------

#### ② 食に関する情報提供、啓発活動の充実

保育所・幼稚園等における食育の推進	保育所や幼稚園等において、食育に関する啓発資料を配付するとともに、関係各課の講座などを利用した保護者への啓発を行います。	健康推進課 こども福祉課
小・中学校における食育の推進	小・中学校において食育に関する啓発資料を配付するとともに、関係各課や子育てを支援する地域・団体と連携して啓発を行います。	学校教育課 健康推進課 農林振興課
小学校における体験活動	総合的な学習の時間等を利用して、小学生を対象とした食育、食に関する体験活動を実施します。	学校教育課
地域における食育の推進	食育に関する地域のボランティア団体等と連携し、朝ごはん摂取の推進や地産地消・郷土料理など各料理教室の開催を通して食育を推進します。	健康推進課
企業との連携による食育の推進	企業と連携して生産・流通の情報発信や食体験のイベント開催などによる食育の啓発を行います。	健康推進課
正しい食生活の習慣づくり	思春期に特有のやせや肥満などに対する正しい情報を発信します。また、「早寝・早起き・朝ごはん」を定着させ、正しい食生活を習慣づけることで健康な心身をつくります。	健康推進課



### 3-5 小児医療の充実

乳幼児健康診査により疾病等を早期発見し、適切な医療につなぎます。

すべての子どもたちが的確に医療を受けられるよう、小児科や子どもの疾病に関わる診療科、関係機関が連携し支援できる環境を整えます。また、治療中・入院中の子どもが、治療後、退院後も安心して地域で生活できるよう、関係機関のネットワークの構築に努めます。

休日・夜間の小児救急医療については、関係機関と連携し医療を充実します。また、夜間・救急時に相談できる小児救急医療電話相談（#8000）を広く啓発します。

感染症予防については、予防接種の意識向上を図り接種率の向上に努めます。

#### ① 小児医療の充実

休日・夜間の小児救急医療の充実	休日及び夜間の小児救急医療について、宇部市休日・夜間救急診療所をはじめとした一次、二次、三次救急医療の連携を図ります。	健康推進課
小児救急医療電話相談（#8000）の啓発	夜間、子どもの急な病気で不安になった時に、子どもの親や家族の不安の緩和を図り、適切な医療受診につなぐための相談機関である小児救急医療電話相談（#8000）を広く啓発します。	健康推進課
予防接種への意識の向上	小児科医と連携し、乳幼児の健康診査等を通じて、予防接種の必要性について市民意識の向上を図るとともに、未接種者には接種勧奨に努めます。また、法定外予防接種（任意接種）費用の一部助成等、感染症予防対策を進めます。	健康推進課
未熟児・低出生体重児への支援	医療機関など関係機関と連携し、未熟児・低出生体重児とその家族に対する支援を継続的に行います。	健康推進課



## 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 4-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実

本市では、「宇部市教育振興基本計画」の基本理念「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」を掲げ、教育に関する様々な施策を総合的・体系的に実施しています。

小・中学校少人数指導の導入、スクールカウンセラーの派遣など、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むために、教育環境等の整備を進めます。また、幼・保・小の連携により、学校生活へのスムーズな移行を図ります。

#### ① 確かな学力の向上や健やかな心身の育成

一人ひとりの能力適性に 応じた教育の推進	学習指導要領の趣旨をふまえ、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、一人ひとりの能力・適性に 応じた教育を推進します。	学校教育課
少人数指導の導入	「小・中学校少人数指導の導入」により、個々の 児童・生徒に応じた指導を実施します。	学校教育課
総合的な学習の時間推 進事業	環境や地域の文化をテーマにした実践を充実させ るために、総合的な学習の時間における講師招聘 に関わる費用や消耗品費等を各学校に助成しま す。	学校教育課
学校教育活動支援ボラ ンティア事業	学校の教育活動を支援するため、学校教育活動支 援ボランティアの募集及び登録を行います。 学校の要望を円滑に支援につなげられるようコー ディネート機能の充実を図ります。	社会教育課
スクールカウンセラー の派遣	いじめ、不登校等に適切に対応するため、全小・ 中学校へスクールカウンセラーを配置します。	学校安心支援室
指導者の研修機会の充 実	小・中学校教育研究会、宇部市中学校生徒指導・ 教育相談担当教員研修会、幼・保・小連携教育研 修会を実施します。	学校教育課
道徳教育の推進	道徳的価値の自覚を深め、豊かな人間性を育む道 徳教育の一層の推進を図ります。	学校教育課
文化活動等の実施	学校や地域における子どもたちの文化活動や文化 芸術の鑑賞機会については、毎年実施している小 学校音楽祭、中学校合唱祭、中学校音楽祭、幼児 児童生徒作品展などの実施を図ります。また、2 年に1度実施している小学校移動音楽教室の実施 を図ります。	学校教育課

健康と体力を育む教育の推進	体育や運動部活動等を通して、たくましく生きるための健康と体力を育む教育を推進します。また、健やかな体の育成に向けた適切な生活習慣を身につけるための教育を推進します。	学校教育課
情報教育の推進	タブレットPCを配備し、情報教育を推進します。また、各学校がHPを作成し、情報を提供します。	学校教育課
小学校での英語教育の充実	小学校外国語活動を充実させるために、外国語指導助手（ALT）を小学校にも派遣します。	学校教育課
ふれあい（適応指導）教室	心理的、情緒的、あるいは社会的要因・背景で不登校になった児童・生徒を対象に、相談活動、体験活動、学習支援等を行うとともに、学校と家庭との連携を促進し、児童生徒の自立支援と学校復帰を図ります。	学校安心支援室
こどもエコクラブ普及推進事業	子ども達が環境保全活動に継続的・主体的に参加し、幼年少期から環境に配慮した生活態度を育成することもエコクラブ事業を推進します。	環境政策課
こどもエコ教室（幼児対象）	幼児が楽しみながら環境活動・学習を行う講座を開催し、環境に配慮した生活態度の育成を図ります。	環境政策課
視聴覚教材・機材の貸し出し	地域、団体等への視聴覚教材・機材の貸し出しを無料で行うことにより市民の生涯学習活動を支援します。	図書館
土曜日の教育活動推進事業	学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの土曜日の教育環境を豊かなものにしていくため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラム企画・実施する取り組みを支援し、土曜日の教育支援体制の構築を図ります。	社会教育課



## ② 信頼される学校づくりの推進

コミュニティ・スクール助成事業	コミュニティ・スクールの活動を一層充実させるために、特色のある活動を計画している学校に対して、インセンティブ方式により助成金を配分します。また、先進的な地域や優れた取り組みを共有できるよう研修会を実施します。	学校教育課
障害児教育への支援	特別支援教育校内コーディネーター等養成研修会等で発達障害等の研修を実施し、障害児支援の充実に努めます。	特別支援教育推進室
小・中学校における防災計画	信頼される学校づくりに向けた、防犯や救急処置等、安全管理の総合的な取り組みの充実に努めます。	学校教育課
私立高等学校事業活動費助成事業	私立高等学校の教育振興を図るために、事業活動を支援します。	教委総務課

## ③ 幼児教育の振興

私立幼稚園事業活動費助成事業	幼児教育の充実に努めるため、私立幼稚園の事業活動を支援します。	教委総務課
私立幼稚園運営の活性化	幼稚園の教育課程充実のために、教育・保育の指導方法等や、幼稚園における学校評価の推進を支援します。	学校教育課

## ④ 関係機関の連携体制の充実

幼・保・小の連携	幼・保・小連携を積極的に推進し、小学校におけるスタートプログラムの作成の支援を行います。また、小学校への滑らかな接続を意識した教育内容等について、教員や保育士間で情報を共有し、学校生活へのスムーズな移行を図ります。	学校教育課
----------	---	-------



## 4-2 家庭や地域の教育力の向上

地域社会における人々の結びつきが希薄となり、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中、子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取り組みを行います。

子どもをもつ保護者を対象に、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、学習機会を提供するなど家庭教育支援を充実します。また、地域の協力を得て、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを推進します。

### ① 家庭教育への支援の充実

参観日等の活用	保護者が積極的に学校教育にかかわることのできる体制づくり、支援づくりを確立します。	学校教育課
学校・家庭・地域の連携	学校と家庭、地域の連携により、学校安全対策の充実、家庭への支援体制づくりを行います。	学校教育課
家庭教育推進事業	幼稚園や小・中学校のPTA等保護者同士が、保護者の役割や子どものしつけなど、家庭教育に関する諸問題について学びあい交流する場として学習の機会を提供し、家庭教育支援の充実を図ります。	社会教育課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業	生活困窮世帯の子ども（中学生）に対し、学習会の開催や宿泊体験学習を行い、高校進学のための学力向上を図るとともに、子どもの社会的な居場所づくりとしての支援を行います。	地域福祉課

### ② 地域の教育力の向上

子ども委員会への支援	家庭、学校及び地域が連携して、地域の教育力を高め、たくましい子どもを育成するために、校区子ども委員会を支援します。	社会教育課
放課後子ども教室の推進	放課後や週末等に、公共施設等を活用して、子どもたちの居場所づくりに取り組みます。 地域の方々との連携を図りながら、子どもたちを見守り育てていく環境づくりに取り組みます。 学童保育との連携を推進します。	社会教育課
うべ協育ネットの推進	子どもたちの「生きる力」を育むことをめざし、学校、家庭、地域が連携して、学校支援、家庭教育支援等の支援活動を効率的、組織的に推進するため、中学校区を単位とした住民参画による教育支援体制づくりを推進します。	社会教育課

各校区におけるまちづくりサークルの支援	各校区の地域課題や地域づくりについての学習を通して、人材の発掘や育成を行う活動への支援をします。	市民活動課
生涯学習人材バンクの周知	生涯学習人材バンクを周知し、子どもたちの学習あるいは子育てのための学習活動を支援します。	市民活動課
有害な環境の浄化	有害図書類等の取扱い店舗や自動販売機の点検及び深夜営業施設の実地調査などを行い、青少年にとって有害な環境の浄化を図ります。	学校安心支援室

### ③ 子どもの体験活動機会の充実

授業のなかでの体験活動の実施	小・中学校において、自然体験活動や奉仕活動等を実施します。	学校教育課
青少年団体の活動への支援	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団等の児童の健全育成活動の支援を図ります。	社会教育課
プラネタリウム等による天文に親しむ機会の提供	市民が勤労青少年会館に設置されているプラネタリウム・天体望遠鏡や移動式望遠鏡を活用し、宇宙や星々を身近に感じる機会を提供するとともに、自然に対する科学的な見方や関心などを育んでいきます。	社会教育課
まつり行事への参加促進	宇部まつり等地域の行事への小・中・高校生の参加を促進し、子ども自身も考え行動できる環境を整備します。	観光・6次産業推進課
キッズうべたんの実施	子どもたちに自分たちのまちに愛着や誇りをもってもらうために、職業体験や宇部の魅力体験等のプログラムを実施します。	観光・6次産業推進課
高校生による出店体験	高校生等が空き店舗を利用した出店体験活動ができる環境整備を促進します。	都市政策推進課



キッズうべたん



うべまつり 曳山

## 5 子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

### 5-1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進

子どもを事故や犯罪等の被害から守るため、危険箇所や「子ども110番の家」等の場所を集約したマップを活用した情報提供、「見守り隊」等地域住民による見守り、防犯訓練等の活動を推進します。

また、各種啓発行事や人権学習会を実施し、子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発を進めるとともに、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や立ち直りの支援を図る等、発生予防から早期発見、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援を講じます。

#### ① 防犯に関する情報提供や関係機関の連携体制の充実

地域住民による見守り	学校と地域の健全育成団体等が連携し、小・中学生の見守りを行います。	学校教育課 こども福祉課
防犯訓練	子ども・保護者・学校関係者・地域住民を対象とする防犯学習を実施します。	学校教育課
危険箇所マップの活用	校区ごとに、子どもたちにとって危険な箇所を把握し、マップとしてまとめる取り組みを全市的に展開・集約し、広く周知を図ります。	学校教育課 こども福祉課
宇部市防犯対策協議会との連携	市民の自主防犯行動を促進するための情報提供や、犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換を行います。また、学校付近や通学路等における学校関係者（PTA等）や防犯ボランティアによるパトロール活動、子ども・保護者・学校関係者・地域住民を対象とする防犯学習、講習、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援を実施します。さらに、事件が発生した場合、すばやく自治会ぐるみで校区内パトロールを強化します。	市民活動課



② 児童虐待における関係機関の連携と人権擁護についての教育啓発体制の充実

関係機関の連携と虐待防止の推進	関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めとともに、虐待防止を推進します。	家庭児童相談室
児童虐待防止マニュアルの活用	児童虐待防止マニュアルを活用し、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
こども安心安全支援事業	子ども自身が、犯罪やいじめ等から、自分を守る能力を身につけるための、CAPプログラムによる研修を実施します。	学校安心支援室
いじめ問題への取り組み	いじめ防止対策推進法や宇部市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等について、家庭、地域、関係機関及び団体が、連携した取り組みを推進します。また、「宇部市いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめによる重大事態の事実関係の調査等を行います。再調査が必要な場合は、「宇部市いじめ問題検証委員会」を設置し調査を行います。	学校安心支援室 人権・男女共同参画推進課
子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発の充実	子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発を学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場と機会において進めます。	人権・男女共同参画推進課 人権教育課
養育支援が必要な家庭に対する支援の充実	健康診査の実施や関係機関との連携の中で、養育支援を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、状況に応じた必要な支援を行います。	健康推進課
妊娠期からの早期支援の実施	虐待のリスクが高いとされる、特定妊婦（望まない妊娠や問題を抱える妊婦等）に対する相談体制を充実し、継続して支援します。	健康推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問）・養育支援訪問の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭を赤ちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、支援が必要な家庭には、保健師・看護師等が中心となって関係機関と連携し、引き続き定期的な支援を行っていきます。	健康推進課

### ③ 被害にあった子どもの保護の推進

学校メンタルサポート事業	子どもに関する事件や事故に対し、当事者の子ども及びフォローする教職員等の精神的なケアなどのため、精神科医や、臨床心理士等の専門家を学校に派遣する支援体制の整備を行います。	学校安心支援室
--------------	---	---------

## 5-2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教室の開催、自転車の正しい乗り方の指導等、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校ほか関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を進めます。

### ① 交通安全教育の充実

関係機関が一体となった交通安全教育	交通安全教室、啓発活動、親子が参加できる教室を充実するとともに、保育所・幼稚園、学校、家庭、地域が一体となった交通安全教育の徹底を図ります。	市民活動課 学校教育課
自転車の正しい乗り方の指導	交通安全教室等を活用し、自転車の正しい乗り方の徹底を図ります。	市民活動課
チャイルドシートの正しい使用の普及啓発	保育所や幼稚園における講習会や育児サークル等の場を利用し、幼児の保護者等に対するチャイルドシートの正しい使用法の指導・助言と情報提供を行います。	市民活動課



園児による交通安全キャンペーン



### 5-3 障害児施策の充実

障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、教員や保育士に対する学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児の研修の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。

また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

#### ① 早期発見・早期治療、早期療育体制の整備

障害児の保育、教育のための研修機会の充実	教員や保育士に対する学習障害（LD）、注意欠陥多動障害（ADHD）、高機能自閉症等をはじめとする障害児の研修の充実を図ります。	特別支援教育推進室 こども福祉課
障害児の早期療育	児童発達支援センターうべつくし園において、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。 また、在宅の心身障害児に対し、母子通園訓練方式による療育訓練を行い、心身障害児の早期療育を推進します。	障害福祉課
療育相談会と総合療育システム会議の活用	児童相談所が、心身に障害がある（あると疑われる）乳幼児を対象に開催する療育相談会と総合療育システム会議を活用し、医療・保健・福祉・教育等の関連機関が相互に連携を図りながら、適切な助言・指導や障害の状況に適した治療及び療育を実施します。	障害福祉課 健康推進課
障害児支援情報共有システムの構築	乳幼児期からの障害児にかかる情報を集約する個別支援手帳（パーソナル手帳）を作成し、一貫した情報共有により、継続的な支援を行います。	障害福祉課 健康推進課 特別支援教育推進室
子どもの障害に応じた支援体制	幼稚園、保育所、託児所における障害に応じた指導内容の充実、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図るため、関係機関と連携します。また、発達相談会を実施し、就学に向けての支援を実施します。	健康推進課

発達障害相談センターの設置・運営	宇部児童相談所の補完的役割として、発達障害相談センターを設置して、発達障害等の発達・生活相談や、保護者サポート等を実施するとともに、関係機関と連携して、発達障害等の相談機能を担います。	障害福祉課
事例検討及び問題解決のための組織機能強化事業	障害児に関わる関係機関の専門家による継続的な事例検討を実施することにより、組織的な問題解決の仕組みづくりを推進します。	特別支援教育推進室
乳幼児健康診査（2週間、1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳）の実施	疾患や障害の早期発見と育児不安を解消する場や交流の場として活用します。また、医療機関と連携を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	健康推進課
発達障害児への支援ボランティアの養成	発達障害に関する地域住民の理解を深め、地域の支援体制の構築を図ります。また、特性を理解した支援ができる支援ボランティアを養成します。	健康推進課 特別支援教育推進室

## ② 在宅サービスの充実

相談及び情報提供	障害者相談支援事業所において、様々な相談への対応や、必要な情報の提供をします。	障害福祉課
療育活動の支援ボランティアの養成	社会福祉協議会とともに各種ボランティアの育成に努めるとともに、様々なニーズに対応するボランティアについて研究し、支援します。	障害福祉課
児童デイサービス事業	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスを提供します。	障害福祉課
居宅介護事業	自宅で入浴・排泄・食事の介護等を行うサービスを提供します。	障害福祉課
短期入所事業	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスを提供します。	障害福祉課
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に障害者等の日中における活動の場を提供します。	障害福祉課

### ③ 保育サービス等の確保

障害児保育事業の推進	保育に欠ける集団保育可能な障害児の保育所受入れを図ります。保育士の配置の充実を図ります。	こども福祉課
学童保育クラブ障害児受入促進事業	学童保育事業において指導員の配置の充実を図り、集団保育可能な障害児の受入れを促進します。	こども福祉課
高機能自閉症など障害のある幼児の保育所・幼稚園への受入れ	関係機関と連携して障害のある子どもの保育所・幼稚園の受入れや教育相談等に応じます。	こども福祉課

### ④ 適切な就学指導の確保と教育体制の整備

子どもの障害に応じた指導体制	幼稚園、保育所、託児所における障害に応じた指導内容の充実、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図るため、関係機関との一層の連携を図ります。また、関係機関との連携のもと、発達相談会、就学相談会を実施し、就学に向けての支援を実施します。	健康推進課 特別支援教育推進室
高機能自閉症等の児童への支援	小・中学校の通常学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害の児童生徒に対する支援体制について、関係機関と調整・検討し、適切な体制づくりに努めます。	特別支援教育推進室
就学指導の充実	障害のある児童の適正な就学やその後の支援のために、教育支援委員会の充実や関係機関との連携及び指導体制の充実を図ります。	特別支援教育推進室
学校での受入れにおける体制整備	障害児の学校受入れの際の支援員の配置や施設整備の充実を図ります。	特別支援教育推進室
発達障害児等支援者サポート事業	発達障害等を持った幼児や児童を支援する幼稚園教諭や保育士等への研修及び小学校へのスムーズな引き継ぎ等、支援に対する評価、助言を専門的見地から実施し、支援体制の充実を図ります。	特別支援教育推進室
山口大学医学部に院内学級入級への配慮	山口大学医学部附属病院内に設置する院内学級の充実を図ります。	特別支援教育推進室

### ⑤ その他

特別児童扶養手当	障害児を養育する保護者に対し特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ります。	こども福祉課
----------	--	--------

## 6 子育てを支援する生活環境の整備

### 6-1 良質な居住環境の整備

子育て世帯が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じるなど、住宅の供給・確保を支援する取り組みを進めます。また、市営住宅の建替えに際しては、住宅性能表示制度の基準に基づき、シックハウス対策を推進します。

#### ① 市営住宅の供給

子育て支援のための優先入居	子育て世帯が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じます。	住宅課
---------------	---------------------------------	-----

#### ② シックハウス対策の推進

市営住宅におけるシックハウス対策	市営住宅建替えに際しては、住宅性能表示制度の基準に基づき、室内空気環境の安全性を確認します。	住宅課
------------------	--	-----

### 6-2 安心して外出できる環境の整備

子どもや子どもを連れてたすべての人が安心して外出できるように、歩道等の整備や公園・緑地の遊具等の整備、公共機関におけるバリアフリー化の推進等に努めます。

また、気軽に立ち寄れる授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の設置を促進し、乳幼児を連れての外出の負担軽減を図ります。

#### ① 公共空間におけるバリアフリー化の推進

歩道等の整備	歩道等の整備により、歩行空間の確保に努めます。	道路河川建設課
乳幼児が利用できる図書館の整備	行事案内や「赤ちゃん絵本コーナー」等を活用しての乳幼児向け絵本の紹介、絵本の読み聞かせの定期開催等により、乳幼児の絵本との出会いを促進します。	図書館

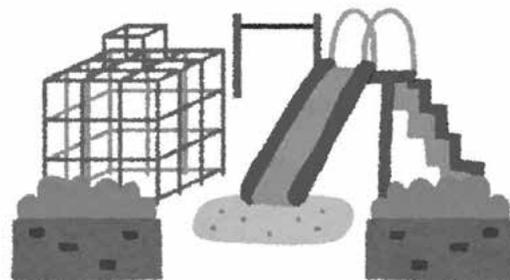
#### ② 子ども連れで出かけることのできる環境の整備

赤ちゃんの駅の設置促進	気軽に立ち寄れて、授乳やおむつ交換等のできる施設「赤ちゃんの駅」の設置を促進し、乳幼児を連れての外出の負担の軽減を図ります。	こども福祉課
遊具等の公園施設の更新	子ども連れで出かけられる快適な公園とするため、地元意見を取り入れながら、老朽化した遊具や施設の更新を計画的に行います。	公園緑地課

住宅地内や通学路における防犯灯の設置	自治会等で設置する防犯灯の設置費用を助成します。	市民活動課
見通しの良い公園の維持管理	見通しのよい公園とするため、草刈や樹木の剪定を行います。	公園緑地課
公園トイレの維持管理及び整備	公園トイレを誰もが快適に利用できるよう公園ボランティアの協力を得ながら維持管理するとともに、トイレ設備改善や建替えを計画的に行います。	公園緑地課
子どもの遊び場環境の維持管理	子どもが安全、安心して遊べるよう、街区公園等の施設を点検し、補修、改善を行います。	公園緑地課



赤ちゃん絵本コーナー



---

## 第6章 計画の推進・点検・評価の方策

---

### 6-1 計画実施の点検・評価・推進体制

本計画を推進していくうえでは、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施する必要があることから、市民や関係機関等の意見を反映するため「宇部市子ども・子育て審議会」を中心に、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行います。



---

# 巻末資料

---

## 1 宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例

平成二十三年三月三十日

条例第十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 協働の取組（第四条—第九条）

第三章 基本となる施策（第十条—第十八条）

第四章 計画の推進（第十九条—第二十一条）

第五章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則

子どもは、一人ひとりが多様な個性と可能性を持ち、様々な環境の中で、日々成長しているかけがえない存在です。

本市においては、美しい自然環境と、彫刻に代表される豊かな文化の中で、子ども一人ひとりが人間として尊重され、また、社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たしていくことへの自覚を学びながら、生き生きと成長するよう、保護者や地域社会は努めてきたところです。

しかしながら、近年の少子化、核家族化や地域の人間関係の希薄化等の進行に伴い、家庭や地域の「子どもを育てる力」の低下が懸念され、いじめや虐待、子どもが関係する事件・事故の多発等、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした状況に歯止めをかけ、それぞれの家庭が安心して子どもを生み、育てることができるとともに、子どもたちが生き生きと輝き、すくすくとたくましく育つことができる環境をつくることが急務です。

そのためには、単に子どもに向けた支援ではなく、保護者が親として育ち、地域社会の成熟へとつながるものとして、社会を構成するすべての人がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して子どもの健全な育成に取り組んでいく必要があります。

明治期以降の石炭産業の振興とそれに続く近代工業を礎に本市が発展する中で、先人たちが「共存同栄・協同一致」として実践してきた産官学民の連携や自治の精神を、今、ここにあらためて認識し、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支え、市民一人ひとりが次代を担う子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現するために、この条例を制定します。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもの健全な育成について、基本理念を定め、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市の責務又は役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策を定めること

により、次代を担うすべての子どもがすくすくと育ち、かつ、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを監護するものをいう。
- 三 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類する教育機関及び児童福祉施設をいう。
- 四 子育て支援団体 ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の子どもの健全な育成を目的として市内において活動を行う団体をいう。
- 五 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- 六 協働 保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市が「子どもの健全な育成」という目的を共有し、それぞれの資源や特性を持ち寄り、それぞれの果たすべき責務又は役割を自覚しながら、協力して共に取り組むことをいう。

(基本理念)

第三条 すべての子どもがすくすくと育つ宇部市の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 子どもの健全な育成は、子どもの自主性を尊重しながら導き、子ども自らが生きる力を育めること等、子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。
- 二 子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市がそれぞれの責務又は役割に応じて、協働して取り組まなければならない。

## 第二章 協働の取組

(保護者の責務)

第四条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有しており、かつ、家庭が子どもの育つ基盤であり、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを自覚し、家族が互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(市民の役割)

第五条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの健全な育成に積極的に関わるよう努めるものとする。

2 市民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めるものとする。

(学校等の役割)

第六条 学校等は、各々の理念に従って、子どもの健全な育成に関し、次の役割を果たすよう努めるものとする。

- 一 保護者及び地域の住民との信頼関係の下、子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力及び可能性を最大限に伸ばすこと。

二 集団の中での遊びや学習を通じて、子どもの心身の発達を助長し、生きる力を身に付けさせるとともに、社会の一員としての自覚を促し、互いを尊重し合う大切さを理解させること。

三 保護者及び地域の住民と連携し、安心して安全に子どもを育てることができる環境をつくること。  
(子育て支援団体の役割)

第七条 子育て支援団体は、自らの活動目的に従い、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図ることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもの社会性を育むため、地域の住民及び学校等が行う子どもの健全な育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第九条 市は、子どもの健全な育成について、次の責務を果たさなければならない。

一 子どもの健全な育成に係る施策を総合的かつ計画的に実施すること。

二 子どもの健全な育成に係る施策の実施に当たっては、市民の理解、協力及び参加が得られるよう努めること。

三 家庭、学校等、地域及び職場における子どもの健全な育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携及び協力による活動を促進するために必要な調整及び支援を行うこと。

四 この条例に規定する理念や内容を市民に分かりやすく広めるなど、周知及び啓発を行うこと。

### 第三章 基本となる施策

(子どもの個の尊重と社会参加の促進)

第十条 市は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、子ども自身においても、自己を大切にすること及び他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりを推進するものとする。

2 市は、子どもの自主性及び主体性を大切にしながら、社会参加の促進が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(市民、関係機関等との連携)

第十一条 市は、市民、関係機関等と一体となって子ども及び家庭への支援に取り組むとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを健全に育てるために必要な施策を推進するものとする。

(地域における交流の推進)

第十二条 市は、子どもが身近な地域において、様々な世代の人々とふれあい、多様な体験をすることができる場や機会を提供し、地域における交流への支援に努めるものとする。

2 市は、子どもが身近な地域において安心して安全に過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

(妊産婦及び乳幼児の健康の確保)

第十三条 市は、妊産婦及び乳幼児に対し、適切な保健、医療等のサービスを提供する体制の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(子どもへの虐待の防止)

第十四条 市は、子どもへの虐待の予防及び早期発見のため、関係機関等と連携し、子どもへの虐待の防止に向けた啓発活動を行うとともに、市民が子どもへの虐待に関し相談し、及び通告しやすい環境をつくるよう努めるものとする。

2 市は、子どもへの虐待の通告を受けたときは、当該虐待を受けた子ども及びその家庭に関する情報を速やかに把握し、当該子ども及び保護者に対し必要な支援を行うものとする。

(支援を要する子どもに対する取組)

第十五条 市は、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の支援を要する子どもに対する取組を推進するものとする。

(教育環境の整備)

第十六条 市は、学校等が相互に連携を図ることができるよう調整するとともに、教育環境の充実を図るものとする。

2 市は、いじめ、不登校、非行等を防止するため、関係機関等と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

(安心で安全な子育て環境の整備)

第十七条 市は、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、関係機関等と連携して子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安心して安全に育つことのできる環境の整備を図るものとする。

(子育てと仕事の両立支援)

第十八条 市は、各家庭の就業形態にかかわらず積極的に子育てに関わることのできる環境を整備し、子育てと仕事の両立を図るための支援を推進するものとする。

2 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスを推進するものとする。

#### 第四章 計画の推進

(行動計画の推進)

第十九条 市は、子どもの健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

(意見の反映)

第二十条 市は、行動計画を策定するに当たっては、市民から意見等を求め、その反映に努めるものとする。

(公表)

第二十一条 市は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### 第五章 雑則

(財政上の措置)

第二十二条 市は、行動計画の実施のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置及びこれにより実施した事業の実績は、公表するものとする。

(その他)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 宇部市子ども・子育て審議会条例

平成二十五年三月二十九日

条例第十一号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議等をするため、宇部市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - 一 市民
  - 二 学識経験者
  - 三 学校関係者
  - 四 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項について学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 3 計画策定までの過程

年月日	事項
平成25年 8月 8日	平成 25 年度第 1 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成25年 9月26日	平成 25 年度第 2 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成25年10月	子育て支援に関するアンケート調査（～11 月末）
平成26年 1月23日	平成 25 年度第 3 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成26年 3月27日	平成 25 年度第 4 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成26年 6月26日	平成 26 年度第 1 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成26年 8月 4日	平成 26 年度第 2 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成26年10月	パブリックコメント実施（～11 月 4 日）
平成26年11月20日	平成 26 年度第 3 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成27年 3月19日	平成 26 年度第 4 回宇部市子ども・子育て審議会開催
平成27年 3月19日	宇部市子ども・子育て支援事業計画策定

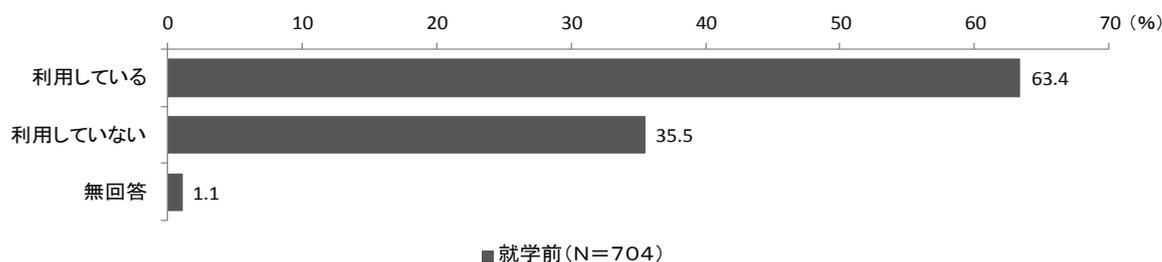
## 4 アンケート調査結果概要

調査地域	宇部市全域
母集団	就学前児童調査 小学校就学前の児童のいる世帯 1,500 世帯 就学児童調査 小学校在学中の児童のいる世帯 1,500 世帯
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布郵送回収
有効回収数（率）	就学前児童調査 704 (46.9%) 就学児童調査 716 (47.7%)

### 1 平日の幼稚園や保育所などの教育・保育事業利用状況

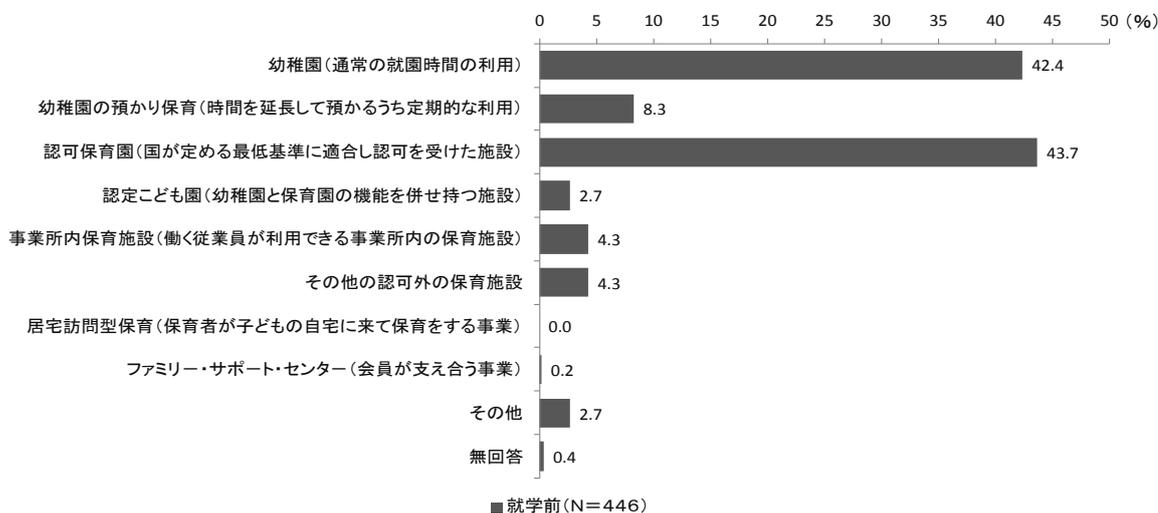
#### 1-1 幼稚園や保育所などの教育・保育事業の利用有無（就学前）

幼稚園や保育所などの教育・保育事業の利用について、「利用している」と回答した割合が63.4%、「利用していない」と回答した割合が35.5%となっている。



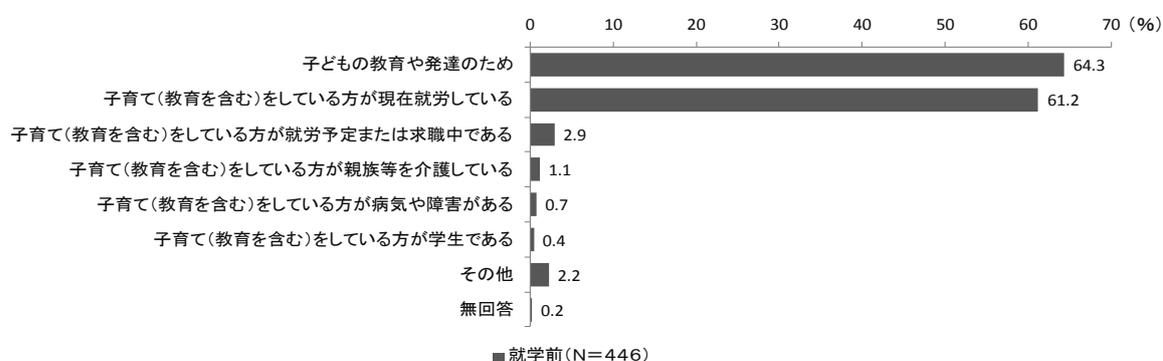
#### 1-2 平日利用している事業

平日利用している事業について、「認可保育所」「幼稚園」と回答した割合が4割程度と高くなっている。



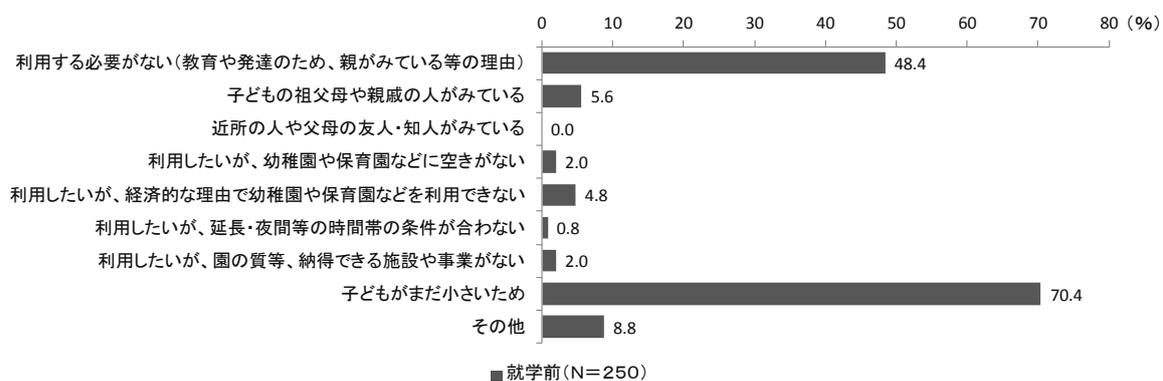
### 1-3 平日、利用している理由

平日、利用している理由について、「子どもの教育や発達のため」「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」と回答した割合が6割以上と高くなっている。



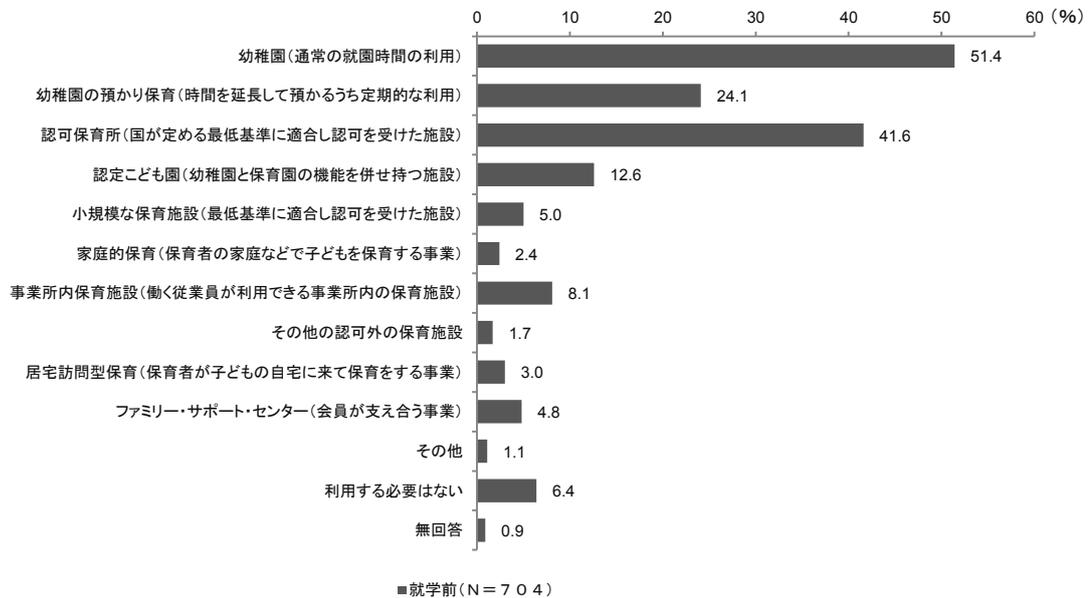
### 1-4 教育・保育事業を利用していない理由

教育・保育事業を利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため」と回答した割合が70.4%と最も高く、次いで「利用する必要がない（教育や発達のため、親がみている等の理由）」(48.4%)の順になっている。



## 1-5 平日、定期的に利用したい施設や事業

平日、定期的に利用したい施設や事業について、「幼稚園」と回答した割合が51.4%と最も高く、次いで「認可保育所」(41.6%)、「幼稚園の預かり保育」(24.1%)の順になっている。

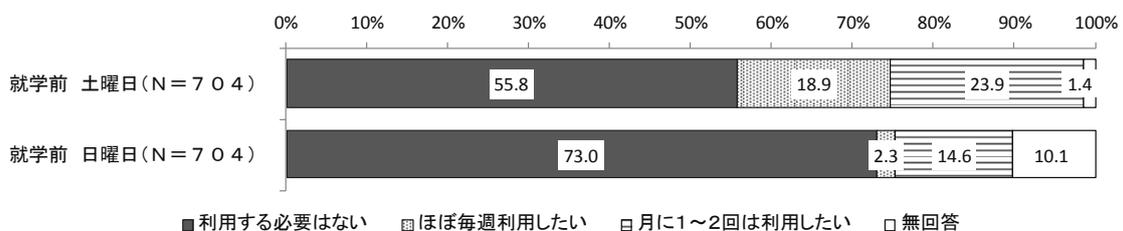


## 2 幼稚園や保育所などの土曜・休日や長期休暇中の定期的な利用希望

### 2-1 土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望

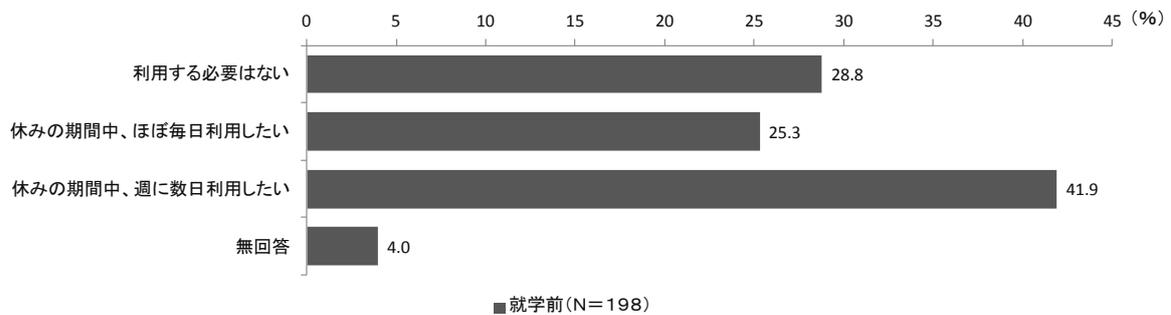
土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望について、土曜日では「利用する必要はない」と回答した割合が55.8%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」(23.9%)、「ほぼ毎週利用したい」(18.9%)の順になっている。

日曜日では「利用する必要はない」と回答した割合が73.0%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」(14.6%)、「ほぼ毎週利用したい」(2.3%)の順になっている。



## 2-2 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園利用者）

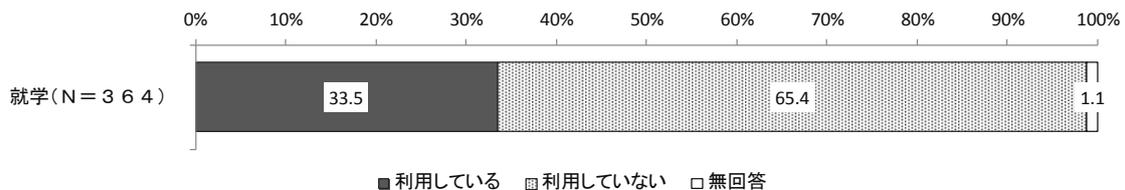
幼稚園利用者の長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望について、「休みの期間中、週に数日利用したい」と回答した割合が41.9%と最も高く、次いで「利用する必要はない」（28.8%）、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（25.3%）の順になっている。



## 3 学童保育クラブの現在の利用状況

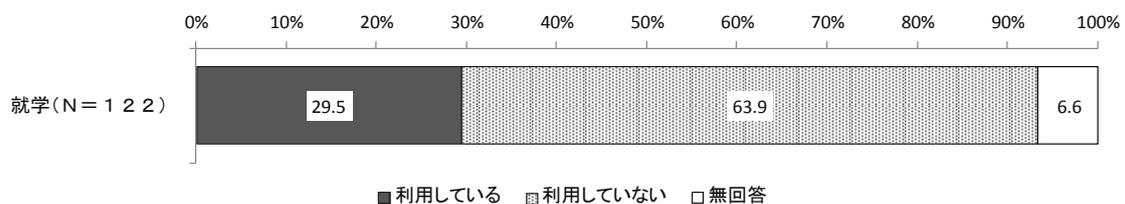
### 3-1 現在の学童保育クラブ利用状況

学童保育クラブの利用状況について、「利用している」と回答した割合が33.5%、「利用していない」と回答した割合が65.4%となっている。



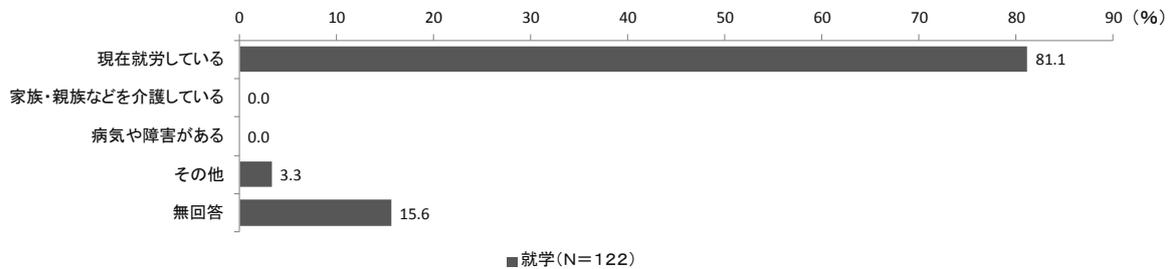
### 3-2 土曜日の利用

土曜日の利用状況について、「利用している」と回答した割合が29.5%、「利用していない」と回答した割合が63.9%となっている。



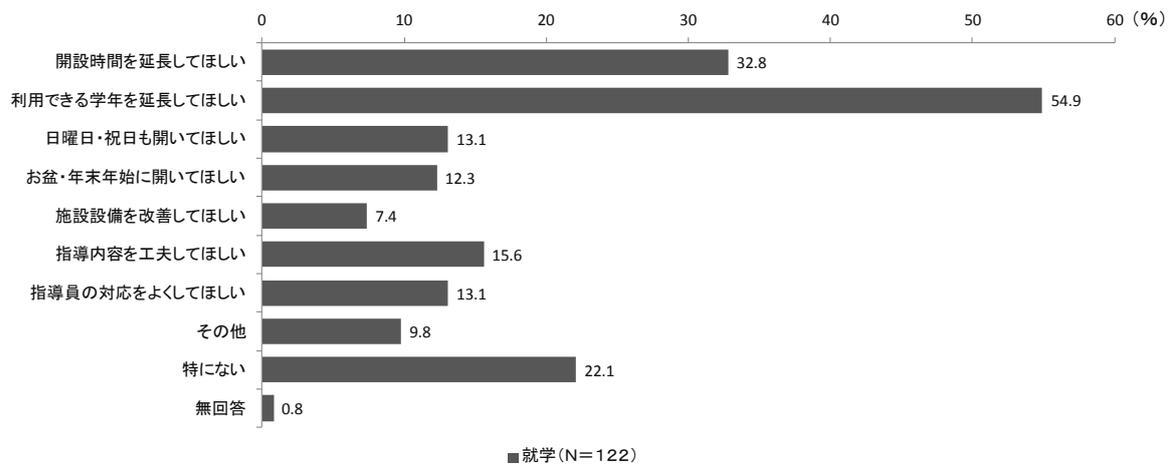
### 3-3 利用している理由

利用している理由について、「現在就労している」と回答した割合が81.1%と最も高くなっている。



### 3-4 現在通っている学童保育クラブに対する要望

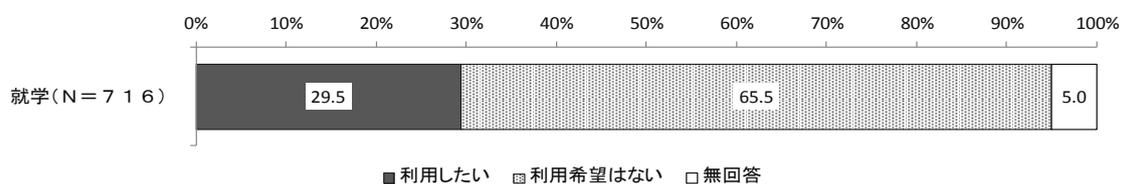
現在通っている学童保育クラブに対する要望について、「利用できる学年を延長してほしい」と回答した割合が54.9%と最も高く、次いで「開設時間を延長してほしい」(32.8%)、「特にない」(22.1%)の順になっている。



## 4 今後の学童保育クラブの利用希望

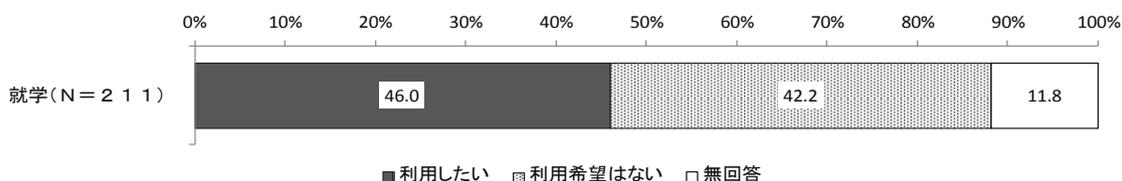
### 4-1 今後の学童保育クラブの利用希望

今後の学童保育クラブの利用希望について、「利用したい」と回答した割合が29.5%、「利用希望はない」と回答した割合が65.5%となっている。



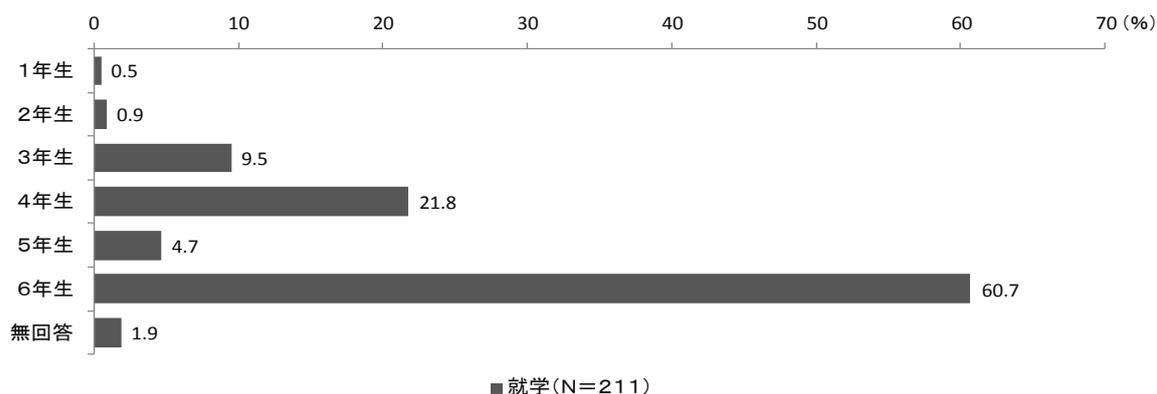
## 4-2 土曜日の利用

土曜日の利用希望について、「利用したい」と回答した割合が46.0%、「利用希望はない」と回答した割合が42.2%となっている。



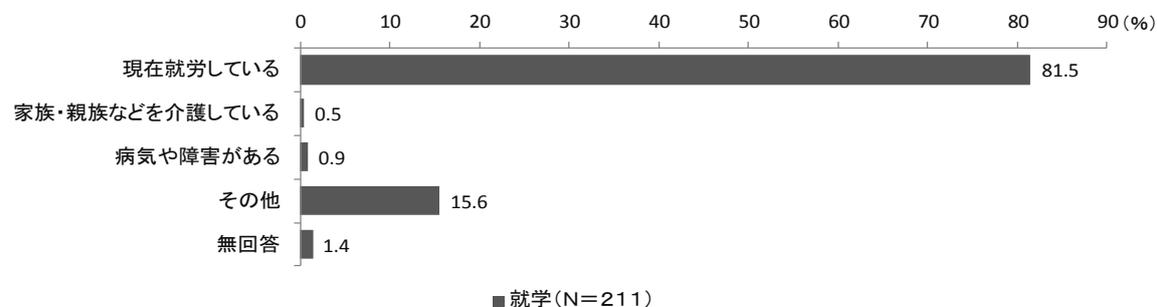
## 4-3 利用したい学年

利用したい学年について、「6年生」と回答した割合が60.7%と最も高く、次いで「4年生」(21.8%)の順になっている。



## 4-4 利用したい理由

利用したい理由について、「現在就労している」と回答した割合が81.5%と最も高くなっている。

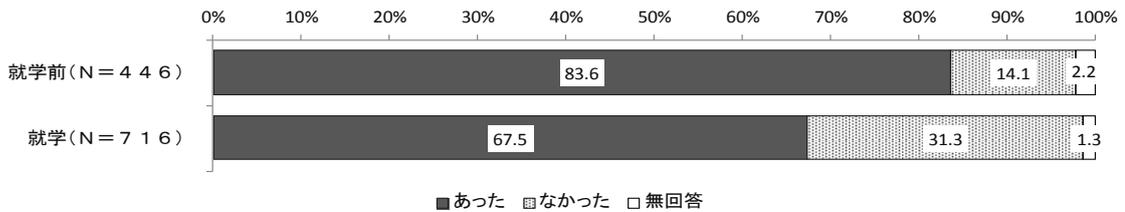


## 5 病気の際の対応

### 5-1 この1年間に、病気やケガで幼稚園や保育所・学校などを利用できなかったこと

この1年間に、病気やケガで幼稚園や保育所・学校などを利用できなかったことについて、就学前では、「あった」と回答した割合が83.6%、「なかった」と回答した割合が14.1%となっている。

就学では、「あった」と回答した割合が67.5%、「なかった」と回答した割合が31.3%となっている。

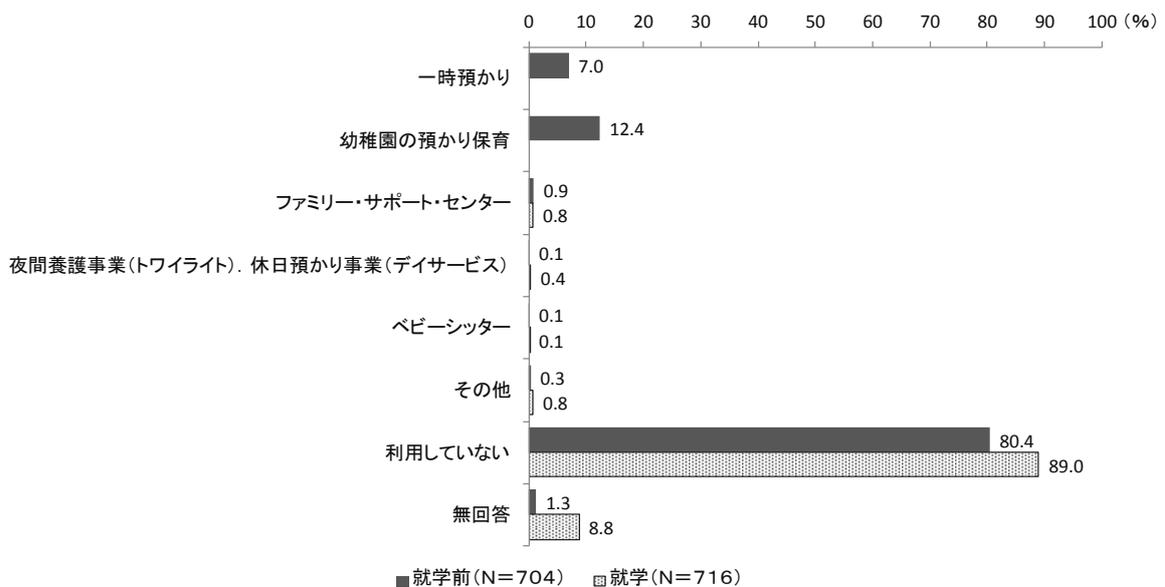


## 6 不定期の保育サービスの利用

### 6-1 この1年間に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用したサービスの有無

この1年間に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用したサービスについて、就学前・就学とも「利用していない」と回答した割合が8割以上と最も高くなっている。

就学前では、「利用していない」に次いで、「幼稚園の預かり保育」(12.4%)、「一時預かり」(7.0%)の順になっている。

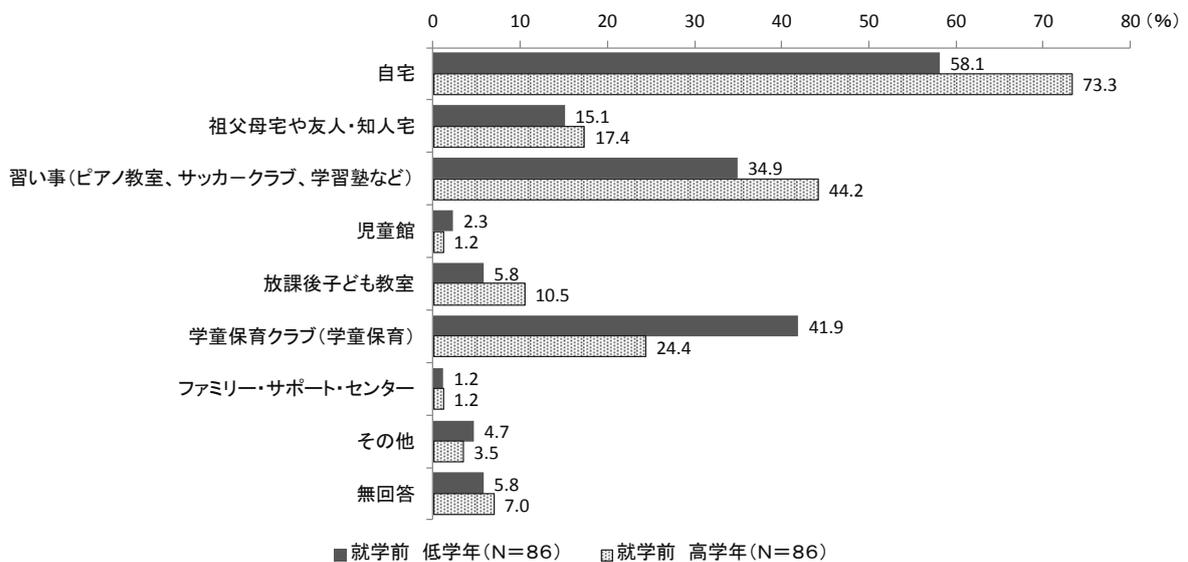


## 7 小学校就学後の放課後の過ごし方

### 7-1 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（就学前5歳以上）

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年での過ごさせ方については、「自宅」と回答した割合が58.1%と最も高く、次いで「学童保育クラブ（学童保育）」（41.9%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（34.9%）の順になっている。

高学年での過ごさせ方については、「自宅」と回答した割合が73.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（44.2%）、「学童保育クラブ（学童保育）」（24.4%）の順になっている。

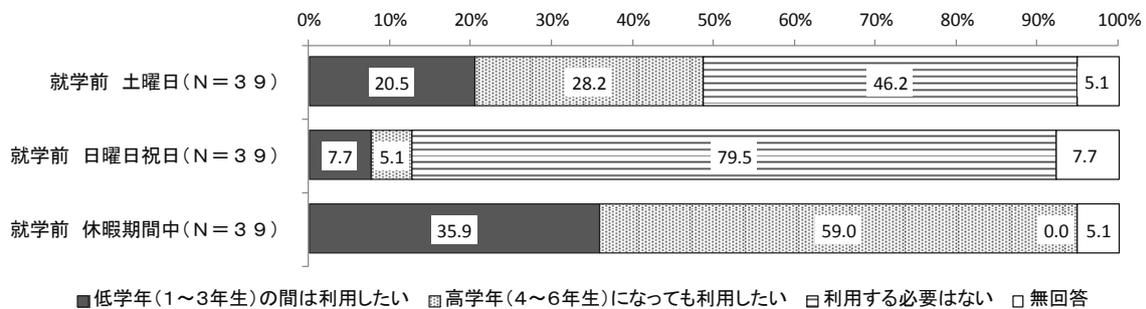


## 7-2 学童保育クラブの利用希望（土曜日と日曜日・祝日、休暇期間中）

学童保育クラブの利用希望について、土曜日では、「利用する必要はない」と回答した割合が 46.2% と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（28.2%）、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（20.5%）の順になっている。

日曜日祝日では、「利用する必要はない」と回答した割合が 79.5% と最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（7.7%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（5.1%）の順になっている。

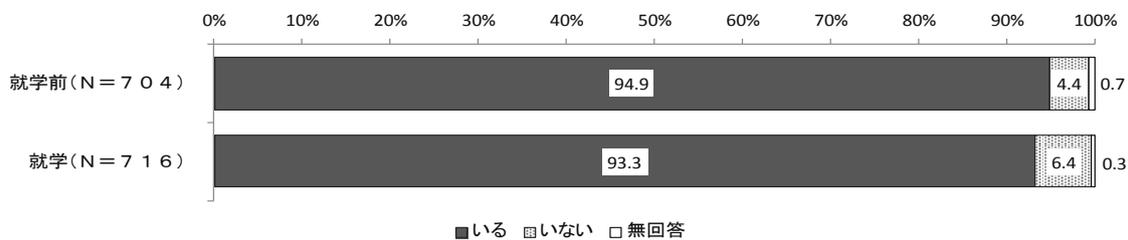
休暇期間中では、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と回答した割合が 35.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」と回答した割合が 59.0%となっている。



## 8 子育て全般

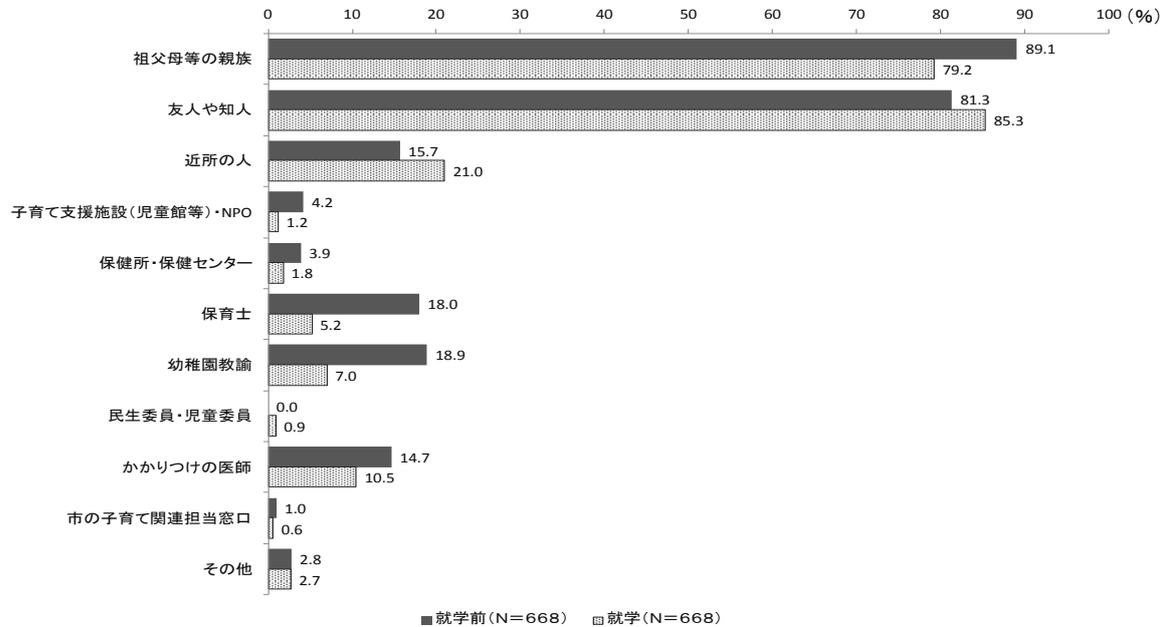
### 8-1 子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）の有無

子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）の有無について、「いる」と回答した割合は、就学前・就学ともに9割以上となっている。



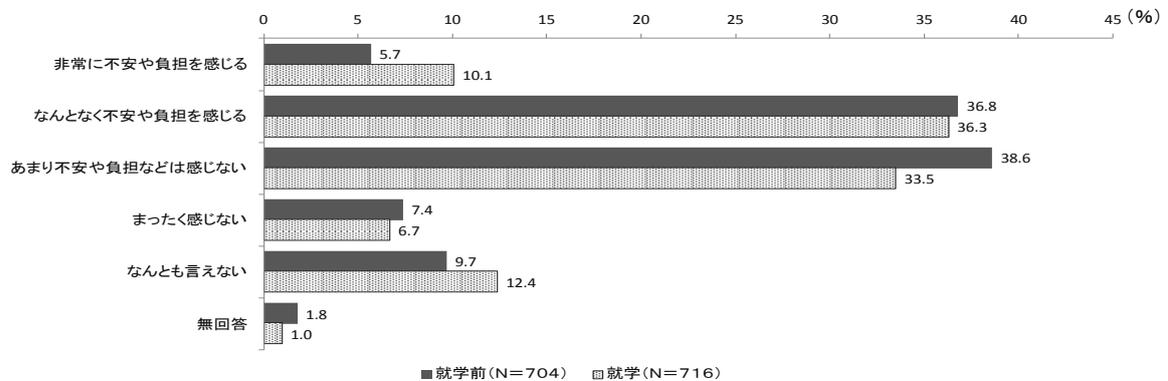
## 8-2 子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）の有無

子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人）について、就学前・就学ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」と回答した割合が高くなっている。また、就学前では「保育士」「幼稚園教諭」と回答した割合が、就学と比べて高くなっている。



## 8-3 子育てに関する不安や負担

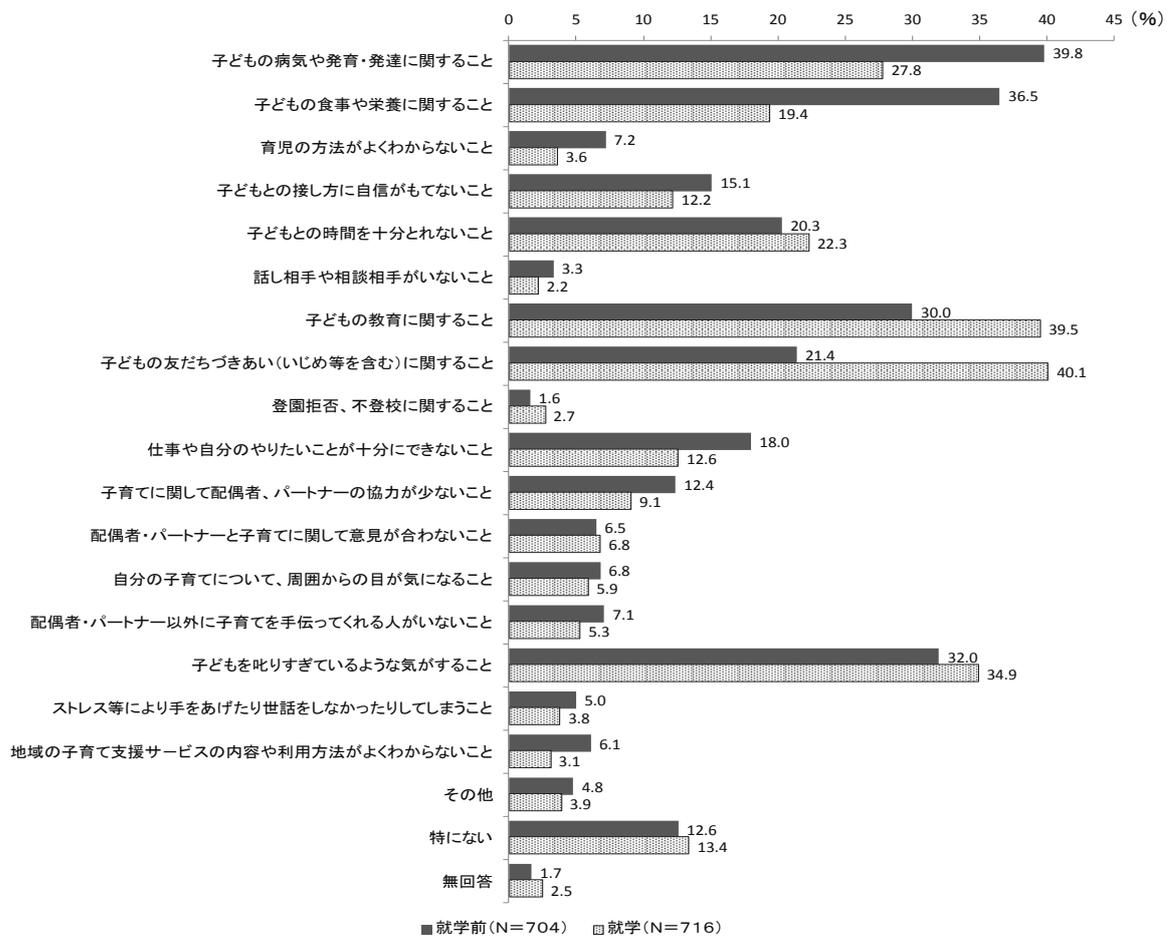
子育てに関する不安や負担について、【子育てに不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」または「なんとなく不安や負担を感じる」）】と回答した割合は、就学前では 42.5%、就学では 46.4% となっている。



## 8-4 子育てに関して、日常的に悩んでいること、または気になること

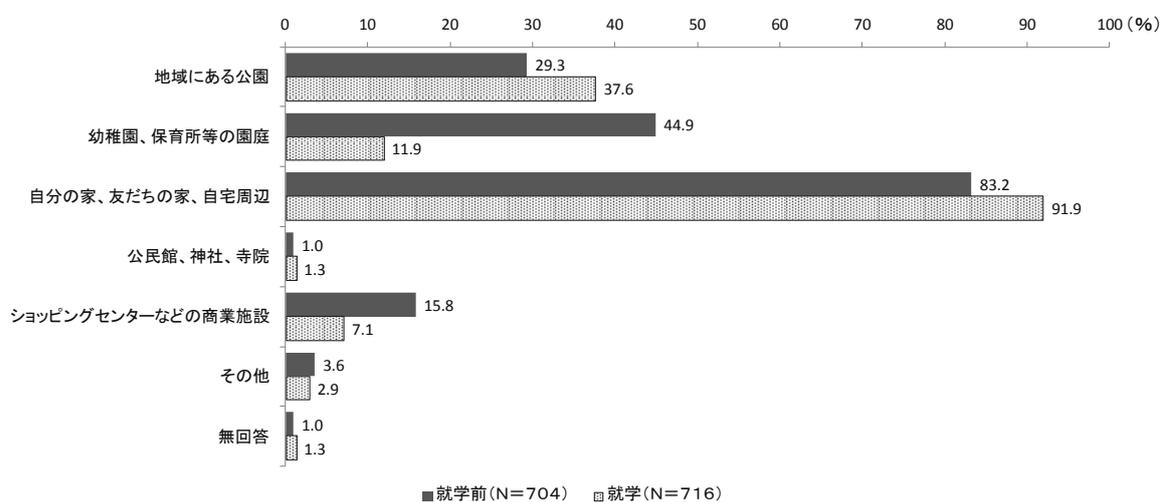
子育てに関して、日常的に悩んでいること、または気になることについて、就学前では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」と回答した割合が39.8%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(36.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(32.0%)の順となっている。

就学では、「子どもの友だちつきあい(いじめ等を含む)に関すること」と回答した割合が40.1%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」(39.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(34.9%)の順となっている。



## 8-5 お子さんの普段の主な遊び場

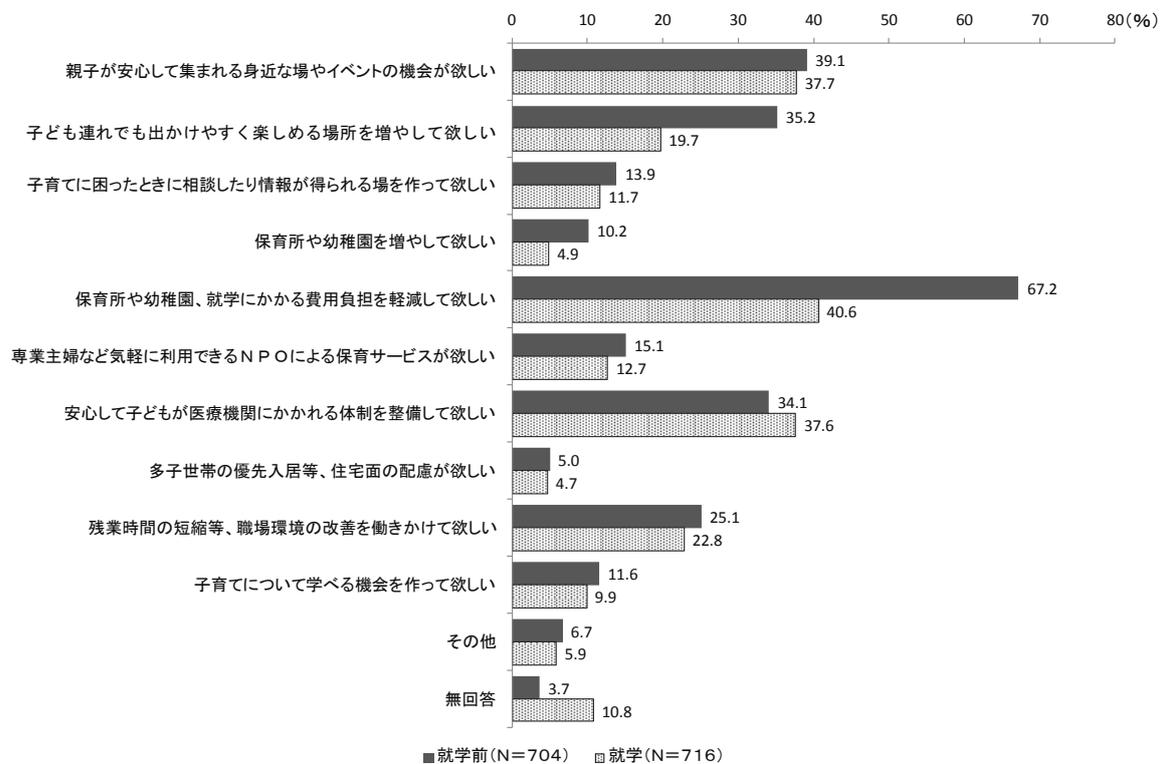
お子さんの普段の主な遊び場について、就学前・就学ともに「自分の家、友だちの家、自宅周辺」と回答した割合が9割程度と高くなっている。また、就学前では「幼稚園、保育所等の園庭」「ショッピングセンターなどの商業施設」、就学では「地域にある公園」と回答した割合が高くなっている。



## 8-6 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいか

市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいかについて、就学前では、「保育所や幼稚園、就学にかかる費用負担を軽減してほしい」と回答した割合が67.2%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場やイベントの機会が欲しい」(39.1%)、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(35.2%)の順となっている。

就学では、「保育所や幼稚園、就学にかかる費用負担を軽減してほしい」と回答した割合が40.6%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場やイベントの機会が欲しい」(37.7%)、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」(37.6%)の順となっている。



**子育てプラン・うべ**  
**(宇部市子ども・子育て支援事業計画)**

---

発行年月 平成27年3月

発行 宇部市

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8329

FAX 0836-22-6051